

## 第2編 — 海岸の保全に関する基本的な事項 —

### 2-1 海岸の現況及び保全の方向に関する基本的な事項

#### 2-1-1 相模灘沿岸の概要

##### (1) 沿岸の範囲

相模灘とは三浦半島の剣崎から東京都の伊豆大島、伊豆半島の石廊崎を結ぶ線の北側の海域を指し、相模湾とは三浦市城ヶ島から真鶴半島を結ぶ線より北側の海域を指す（図2-1-1）。

相模灘沿岸海岸保全基本計画（以下「本計画」という。）においては、三浦市剣崎から静岡県境までの沿岸（海岸法に基づく海岸の区分）を対象として扱う。相模灘沿岸は、起点側から三浦市、横須賀市、葉山町、逗子市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町、小田原市、真鶴町、湯河原町の8市5町からなる。



図2-1-1 海岸保全基本計画策定範囲（海上保安庁のホームページを加工）

##### (2) 海岸の概要

**相模灘沿岸の海岸は神奈川県全体の海岸線延長の 1/3 を占め、砂浜海岸、岩石海岸、磯、平磯地形、海岸段丘等で構成されており、変化に富み、温暖な気候と自然に恵まれた海岸である。**

相模灘沿岸の海岸は本県全体の海岸線延長の 1/3 を占め、東部域が平磯地形を呈する三浦半島、中部域が湘南地域の砂浜や海岸段丘の大磯・二宮海岸、西部域が沖積平野の足柄平野と箱根火山山脚部の岩石海岸で構成されており、変化に富み、自然に恵まれた美しい海岸である。

本沿岸は、温暖な気候と自然に恵まれ、古都鎌倉の名所・旧跡や城ヶ島、江の島、真鶴半島等の景勝地など多いことから、戦前から避暑地、別荘地あるいは観光・レクリエーション地として多くの人々に利用され、現在でも四季を通して親しまれ、全国的にも知られている。



## 2-1-2 海岸の現況

### (1) 自然的特性

#### ① 気象・海象

冬季は西高東低の気圧配置の影響を受けて、空気が乾燥して晴天が続く。夏季は大陸側の気団と小笠原気団の影響を受けて、高温多湿な南西の風が吹く。温暖で雨量の多い海洋性気候である。

平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間の 1 月と 8 月の月間平均気温は、1 月が 4.7～6.2℃、8 月が 27.0～27.3℃となっている。降水量は梅雨期の 6 月に向かって多くなる傾向が見られ、その後夏期に減少するが、9 月、10 月は台風や秋雨前線の影響で多くなり、11、12 月と天気が安定するに従い減少している。平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間ににおける年間降水量は、1,560～2,091 mm である。

平塚における波向、波高、周期等の特徴は次のとおりである。

波向：SSE 方向が約 50% と最も卓越し、次いで S 方向が 45% 程度。

波高：0.6～0.9m で波浪エネルギーが最も卓越し、25% の頻度。

周期：春には 7～8 sec に顕著なピーク。夏および秋は、広い周期にわたって頻度がばらつく。

冬は、周期 5～7 sec 程度の短周期波が卓越。

風向：年間を通して北風が多いが、春・夏では南西の風が顕著である。

風速：平均風速は年間を通して 6～7 m/秒の風が多く、春先の風と台風期の南西からの風が顕著である。

潮位は次のとおりである。

H.W.L. : T.P. +0.64～0.84m (10ヶ年データ (1988～1997年))

(朔望平均満潮位 Highest Water Level) : T.P. +0.63～0.73m (5ヶ年台風期データ (1993～1997年))

H.H.W.L. : T.P. +1.27～1.62m (10ヶ年データ (1988～1997年))

(最高高潮位 Highest High Water Level) : T.P. +1.30～1.54m (5ヶ年台風期データ (1993～1997年))

相模湾全体の潮流は、黒潮の影響等季節による変化はあるが、一般的には上げ潮時には反時計回り、下げ潮時には時計回りに流れており、いずれも最強流速は相模湾東側で 1 ノット (約 0.51m/s) 程度である。



小田原海岸の波浪状況

## ② 地形・地質

### 地形的な特徴から東部域、中部域、西部域に大別される。

地形的な特徴から、丘陵の多い東部域（横須賀・三浦地区）、相模川の両岸に広がる低地と台地からなる中部域（湘南地区）、火山地や低地からなる西部域（西湘地区）の3つに大別される。

- ・ 東部域は、丘陵性の三浦半島が海に迫り、屈曲のある岩石海岸で平磯地形を形成している。海岸には小河川が流入し、その河口付近に平地・砂浜を造るため、断続的にポケットビーチが発達している。
- ・ 中部域は、相模川等によって形成された低平な相模平野の典型的な砂浜海岸と、大磯・二宮の海岸段丘の礫浜である。海岸は内陸側にやや窪んだ弧状をなしている。
- ・ 西部域は、酒匂川等によって形成された扇状地性の沖積平野の末端部にあたる砂浜海岸である。また、箱根火山山脚部にあたり、溶岩等からなる岩石海岸である。海岸には、丹沢・富士・箱根・足柄山地から供給された砂礫が堆積している。



三浦海岸の隆起平磯海岸地形

地質については、東部域では、三浦半島の中央部に第三紀中頃に堆積した葉山層群(2,300万～1,500万年前)が北西－南東の方向に狭い帯状に分布している。この葉山層群の北側には、第三紀末から第四紀に堆積した三浦層群(1,200万～280万年前)と上総層群(280万～50万年前)が、横浜から多摩丘陵まで分布しており、葉山層群の南側にも三浦層群が分布している。これらの上を関東ローム層が覆っている。

海底地形については、相模湾中央部の一番深いところは、相模トラフと呼ばれ、水深1,600mにおよび、房総半島の南西で向きを東に変えて、その末端は伊豆・小笠原海溝に達し、その長さは約300kmにわたっている。相模湾・相模灘及びその東側の三浦半島と房総半島を取り巻く海底ではユーラシアプレート、フィリピン海プレート、北米プレートが接していて、世界でも例を見ない陸と海のフィールドとなっている。大磯付近より三浦半島、房総半島西部沖に見られる比較的広い大陸棚には大磯海脚等の細長い張り出しとさらに沖合に存在する相模海丘、三浦海丘等の海丘群がある。これら、海脚、海丘群の間には、大陸棚外縁を刻み込む顕著な海底谷が多数分布している。

## ③ 流入河川

### 一級河川の相模川、酒匂川や田越川等の17の二級河川、血洗川や前田川等の14の準用河川が流入している。

相模灘沿岸には上記の河川が流れ込み、これらの河川は相模川を境に性格を異にしている。

相模川より東側の河川は緩流河川で、都市化の進む地域を流下している都市河川のため、洪水時の流量の増大、浸水被害の発生及び水質の悪化等の諸問題を抱えている。

一方、西側の河川は富士山、箱根、丹沢等を水源とする急流河川が多く、洪水時には土砂石の生産・流出が多く、暴れ川と化す可能性がある。

## ④ 水質

### 健康項目については全地点で環境基準を満足している。

相模灘における平成25年度の水質測定結果によると、健康項目については全地点で環境基準を達成しており、生活環境項目については城ヶ島西、真鶴沖、湾央東の測点で溶存酸素量が基準値を若干下回っていた。

また、富栄養化の指標とされる全窒素・全リンについては、江の島西の測点で特に高い値を示している。他の地点においては全窒素が0.16～0.29mg/l程度、全リンが0.015～0.023mg/l程度である。



## ⑤ 生物相

- ・潜在自然植生は、代償植生に置き換えられ、局地的に残っている。
- ・陸域動物は環境の変化により、従来の生息域を狭めているが、市街地での個体数の増加が目立っているものもある。
- ・海岸部ではさまざまな海生生物が生息し、また干潟は希少な動植物が多く生息する重要な地域となっている。

## a : 陸域植物

本県の潜在自然植生は、海拔 700～800mを境に、高海拔地はブナ等の夏緑広葉樹林、低海拔地はスダジイなどを主とする常緑広葉樹林であり、河川沿いはヤナギ林、海岸風衝地では環境条件に適応したトベラ等の常緑低木林である。現在では、これらの自然植生は代償植生に置き換えられ、局地的に残っている。たとえばクヌギなどの雑木林は薪や炭をとるために成立してきた二次林であり、スギ林、モウソウチク林なども植林された林である。

環境庁第3回～5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査が本沿岸市町で取り上げた特定植物群落は 38 件であり、三浦半島の海浜植生、油壺の樹林、三戸浜周辺の海岸植物群落、長浜の海岸砂丘植生、天神島の塩生植物群落、鎌倉の海岸断崖植物群落、相模川河口周辺などの湘南地域の海岸の砂丘上草本植物群落等があげられている。

## b : 陸域動物

## ア) 哺乳類

市街化等による環境の変化は、動物相の多様性を低める方向に作用し、従来の生息域を狭めているが、一方では、タヌキなど市街地での個体数の増加が目立っているものもある。

三浦半島先端の宮川湾はイタチの生息地となっている。小網代湾周辺は三浦半島唯一のキツネの生息地であり、ほかにタヌキ、イタチなども生息している。

## イ) 鳥類

従来の生息域を狭めているが、ドバトなど市街地での個体数の増加が目立っているものもある。

本沿岸で認められる主な鳥類には渡来するシギ、チドリ、カモメ類のほか、クロサギ、アオサギ、ウミウなどがある。



## ウ) 両生類・爬虫類

海岸域における希少種として、江奈湾周辺には、近年個体数が激減しているアカハライモリが生息している。また、相模湾沿岸では、ほぼ毎年アカウミガメの産卵が確認されており、最近では、平成 25 年 6 月に産卵が確認されている。

## エ) 昆虫類

本県に生息する昆虫類は、トンボ類 73 種、バッタ類が 115 種、セミ類が 13 種、カメムシ類が 382 種、甲虫類が 4,161 種、チョウ及びガ類が 2,000 種強記録されている。ただし、大きなグループであるハチ類やアブ、ハエ及びカ類等はまとまった報告がなく、潜在的には何千種類もいるものと考えられている。

## c : 海域生物

## ア) 藻 場

本沿岸の海域では、三浦半島周辺のアラメ場のほかに、面積は小さいがアマモ場が分布し、湘南地域から西湘地域にかけてはカジメ・アラメ場が点在している。また、真鶴半島周辺では、ガラモ場、テングサ場、石灰藻群落が分布する。

## イ) 干潟・生物

本県における現存干潟は、東京湾海域2か所 35ha、本沿岸海域6か所 24ha の計8か所 59ha である。毘沙門湾、江奈湾西側の河口干潟、江奈湾東側の前浜干潟がある。江奈湾西側は泥質、江奈湾東側及び毘沙門湾は砂質である。相模川の河口干潟は、水質の改善に伴って泥質から砂質に変化している。これらの干潟は希少なアカテガニ、アマモ群落などの動植物が生息する重要な場所となっている。



三浦市 江奈湾の干潟

## ウ) 触手動物群

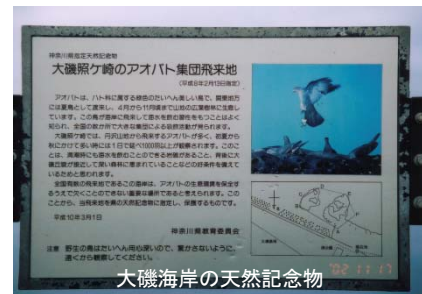
真鶴岬の番場浦付近から福浦にかけてはソフトサンゴ類の比較的大きな群体(直径 20～30cm)が 100mに1群体程度分布している。また、番場浦ではコブハマサンゴの比較的大きな群体が見られ、これはわが国の北限近く分布する石サンゴ類といえる。

## d : 天然記念物

本沿岸における天然記念物は、国指定5件、県指定23件、市町指定100件である。



葉山町指定天然記念物



大磯海岸の天然記念物

## e : 保安林・鳥獣保護区等

本沿岸は、飛砂防備、潮害防備、防風、魚つき、風致などの目的を達成するための保安林が指定されている。

本沿岸における鳥獣保護区等の指定は、鳥獣保護区特別保護地区が「城ヶ島の一部及び周辺海域の一部」と「真鶴半島赤壁周辺」の2か所、鳥獣保護区 31 か所、特定猟具使用禁止区域（従来の銃猟禁止区域）25 か所である。

## ⑥ 海岸景観

リアス式海岸地形や砂浜海岸、岩石海岸などの自然の風景に恵まれている。

本沿岸は、史跡や文化財等が多く、なかでも約 150 km に及ぶ海岸線は、三浦半島のリアス式海岸や平磯地形、湘南地域から西に広がる砂浜海岸、箱根火山山脚部の岩石海岸などの自然の風景に恵まれている。

主な海岸景観は、城ヶ島の赤羽根崎の岩門・海食崖・波食台、逗子・葉山・佐島沿いの多島海、江の島の海成段丘・陸けい砂州・岩屋の海食洞、湘南地域の砂浜海岸、真鶴半島等である。



横須賀海岸（立石橋須賀風物百選）

## (2) 社会的特性

### ① 人口

**本沿岸の13市町における総人口は、1,954,332人で、本県全体の21.5%を占める。**

本沿岸13市町における総人口は、1,954,332人（平成26年1月1日現在）で、本県全体の人口（9,100,606人）の21.5%、全国人口の1.5%にあたる。昭和55年から平成22年の30年間の人口増加率は15.1%で、これは本県全体の増加率（28.3%）よりは低い、全国人口増加率（約9.2%）よりも高い。

### ② 産業

**第一次産業の比率は、全国の構成比を大きく下回るが、県内では高い値である。**

本沿岸市町の就業人口は870,982人で、本沿岸の総人口の45.0%を占めている。産業別では、第一次産業（農林水産業）が1.6%、第二次産業（建設・製造・鉱業）が22.5%、第三次産業（小売・サービス業等）が72.1%となっている。第一次産業の比率が極端に低く、全国の構成比4.2%を大きく下回っているが、本県内（構成比0.9%）では高い値である。

### ③ 漁業

**漁業生産量の半分以上を遠洋漁業が占め、漁業・養殖業の生産量、生産額は、生産量全国で26位、生産額全国で29位である。**

本県の漁業は、漁業生産量の半分以上を占める遠洋漁業、沖合でイカやサバなどを漁獲する沖合漁業、魚介類を漁獲する沿岸漁業がある。

漁業センサス2008によると本県全体の平成20年度における海面漁業・養殖業は、経営体数1,243経営体・就業者数2,496人・漁船隻数2,242隻である。経営体数・就業者数のいずれもが減少傾向にあり、漁業就業者のうち60歳以上の高齢者が占める割合は46.0%となっている。また、平成24年度農林水産統計年報によると、漁業・養殖業の生産量、生産額は、生産量42,685tで全国で構成比0.9%（全国第26位）、生産額141億円で全国で構成比1.0%（全国第29位）となっている。

### ④ 港湾・漁港

**港湾は4港に、漁港は三崎漁港や茅ヶ崎漁港等の14港に海岸保全区域が指定されている。**

本沿岸には、「港湾法」に基づく国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾は無く、地方港湾が4港（葉山港、湘南港、大磯港、真鶴港）あり、この4港に海岸保全区域が指定されている。

本沿岸には、「漁港漁場整備法」に基づく第一種漁港が15港、第二種漁港が4港、第三種漁港が2港（うち三崎漁港は特定第三種漁港）あり、そのうち14漁港に海岸保全区域が指定されている。

### ⑤ 交通

**東京を中心として放射状に延びた交通体系に組み込まれ、その一部を形成している。**

本沿岸の交通網は、東京を中心として放射状に延びた交通体系に組み込まれ、その一部を形成し、鉄道、道路ともその骨格は横軸（東西）方向に発達している。これは、人及び物の流れにおいて、この地域が東京との関わりの中で発展してきたことを物語る。

本県の周辺には、東海道新幹線、東名高速道路、東京国際空港（羽田空港）等広域交通施設が整備されている。また、鉄道、道路の整備も進められているが、県内各地で慢性的な交通渋滞や鉄道の混雑などが生じており、交通の利便性・快適性・安全性の確保が課題となっている。



## ⑥ 文化財

### 鎌倉市等が位置するため文化財は多い。

本沿岸には、古都である鎌倉市等が位置するため文化財は多い。平成25年の指定文化財の総数は、国指定が257件及び県指定が177件で、それぞれ本県全体の約60%及び46%を占めている。項目別にみると、国指定では、美術工芸品の書跡が56件(総数の約22%)、彫刻が53件(同21%)、絵画が38件(同15%)となっている。県指定では彫刻が42件(総数の約24%)、工芸品が24件(同14%)となっている。



## ⑦ 海岸・海洋レクリエーション利用

### 本沿岸での海水浴は、代表的な海洋レクリエーション利用の一つとなっている。また、サーフィン等のメッカとなっており、競技大会等も数多く開催されている。

本沿岸での海水浴は、明治18年に健康法としての利用が大磯海岸で始まって以来、現在に至るまで代表的な海洋レクリエーション利用の一つとなっている。稲村ヶ崎から相模川周辺の地域においてはサーフィン、ボードセーリングのメッカとなっており、競技大会等も開催されている。



また、スタンドアップパドルボード等、新しいマリンスポーツも出てきており、多様なレクリエーションにより利用されている。

海水浴利用者に対し、平成22年5月15日に「かながわの海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙してはいけない」という新たなルールを盛り込んだ「神奈川県海水浴場等に関する条例」及び同条例施行規則が施行された。

## ⑧ 地域の活動

### さまざまな活動を行うボランティアやNPO（民間非営利団体）等が、年々増加している。

心の豊かさを求め社会に貢献したいとして、地域でさまざまな活動を行うボランティアやNPO（民間非営利団体）等が、年々増加している。

具体的な活動として、鎌倉市の鶴岡八幡宮裏山「御谷」の開発計画に対し、御谷の自然を守ろうとする市民の活動が、鎌倉市・本県を動かして昭和41年の「古都保存法」の制定にいたった事例がある。その後、御谷山林(1.5ha)の買収が、日本のナショナル・トラスト第1号となり、その後、葉山滝の坂緑地(5.13ha)など、ナショナル・トラストによる沿岸市町での緑地保全が進んでいる。

また、官民一体で鎌倉の歴史的遺産を守るため、世界遺産への登録を目指して取り組んでいる。

さらに、海岸清掃へのボランティア参加者は年々増加し、平成23年以後、東北地方太平洋沖地震の影響で一時、減少したものの、平成25年度は、年間で延べ約15万人となっている。(公益財団法人かながわ海岸美化財団調べ)

## ⑨ 関連する法規制

### 雄大な山並みをはじめ、平野、大小の河川、海岸等様々な自然環境の資源に恵まれており、自然環境保全区域が長浜自然環境保全地域等22箇所指定されている。

本県は、箱根や丹沢の雄大な山並みをはじめ、相模平野や足柄平野等の平野、相模川や酒匂川等の大小の河川、海岸等様々な自然環境の資源に恵まれている。

本県には、富士箱根伊豆国立公園(本沿岸13市町では小田原市及び湯河原町の一部を含む)、県立真鶴半島自然公園(真鶴町の一部)、



県立奥湯河原自然公園（湯河原町の一部）があり、計約12,445haが指定されている。

海岸周辺としては、県立真鶴半島自然公園があり、希少な動植物などが生息している。

自然環境保全地域（環境大臣が指定するもの）に準ずる自然環境を有する土地の区域を対象として県知事が指定する県指定自然環境保全地域が、23市町70地域（本沿岸13市町では長浜自然環境保全地域等22箇所）指定されている。

### (3) 海岸災害と海岸保全の現況

#### ① 既往災害

- ・地震及び津波による被害は古くから記録されている。
- ・台風による被害も戦前、戦後で記録されている。

本沿岸における地震及び津波による被災は、古くは仁治2年（1241年）に相模湾沖で発生した地震による津波で由比ヶ浜の大鳥居内にあった拝殿が流失した。明応7年（1498年）には、津波が大仏殿まで達したとされている記録がある。また、元禄関東地震津波（元禄16年（1703年）12月31日）、安政東海地震津波（安政元年（1854年）12月23日）、大正関東地震津波（大正12年（1923年）9月1日）も、本沿岸に大きな被害を与えた津波として挙げられる。

大正関東地震津波の痕跡高の調査結果は、相模灘の広い範囲で5m～7mの高さとなっており、真鶴、江の島、鎌倉など相模灘沿岸を中心に大きな被害があった。また、地盤は地震後の測量によると、二宮の201cmを最高として、三崎140cm、小田原付近で121cmの隆起が確認されている。

また、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日）では、小田原で0.9mの津波を記録し、養殖いかだの損失などの被害が発生した。

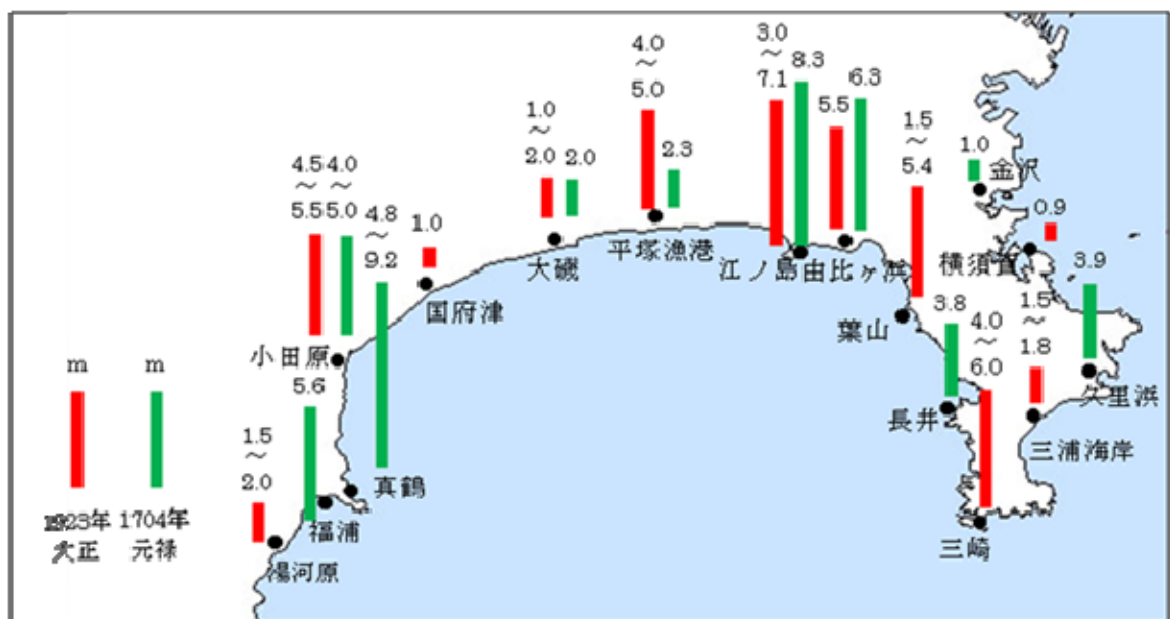


図 2-1-2 元禄関東地震(元禄16年(1703年))と大正関東地震(大正12年(1923年))の津波の高さ  
(出典：神奈川県地震被害想定調査報告書(津波被害)、昭和60年3月)



本県に被害を及ぼした台風としては、戦前では昭和8年(1933年)の室戸台風等が挙げられるが、戦後では昭和22年(1947年)9月のキャサリン台風による大災害、昭和24年(1949年)10月のキティ台風による相模灘沿岸の沿岸施設の壊滅的な被害、昭和33年(1958年)9月の狩野川台風による海岸保全施設等の被害がそれぞれ挙げられる。

近年では、平成9年(1997年)6月20日、台風第7号によって高波浪が発生し、湘南地域の海岸で著しい海岸侵食をもたらした。この台風では、満潮と台風による気圧低下などに起因して潮位が T.P. 1.28m まで上昇すると同時に、有義波高 4.2m(周期 10.0s)の高波浪が来襲した。その後、7月26日には再び台風第9号に伴う高波浪が来襲し、台風第7号よりもさらに激しい海岸侵食をもたらした。

また、最近では、平成19年9月6日から7日にかけて、台風第9号は最低海面気圧 965hPa という非常に強い勢力を保ちながら静岡県伊豆半島南部に上陸後、神奈川県西部を通過した。これにより高波浪が相模湾沿岸を襲い、砂浜の著しい侵食、およびそれに伴って沿岸構造物(護岸等)の倒壊などの甚大な被害が発生した。



平成9年に発生した高潮による被害(湯河原)



平成19年に発生した高潮・波浪による被害(大磯海岸)



平成19年に発生した高潮・波浪による被害(茅ヶ崎海岸)

## ② 海岸保全施設の整備状況

古くから護岸や防潮堤等が整備されてきた。これまで、緩傾斜堤防、ヘッドランド、人工リーフ等が整備されている。

本沿岸の海岸線のうち護岸等が整備されている延長は47,264m（約33%）である。神奈川県全体で天然の砂浜の延長は68,300m（県海岸線延長425,750mの約16.0%）、養浜等が行われている砂浜の延長は11,140m（砂浜全体の約16.3%）程度となっている（平成26年3月31日時点）。

東部域の三浦半島及び西部域の真鶴半島側には漁港施設が多く、これらに挟まれた中部域は砂浜海岸（自然海岸）が曲線状に続いているのが特徴である。

本沿岸の海岸保全施設の整備状況（数量、竣工年度の不明なものは除く）は、三浦海岸では護岸、横須賀海岸では護岸や防潮堤、鎌倉海岸では突堤、藤沢から平塚海岸では緩傾斜護岸やヘッドランド、小田原海岸では護岸、湯河原海岸では消波工や人工リーフ等である。本県は施設の整備と併せて、養浜を主体とした侵食対策により、砂浜の消波機能を最も効果的に活用させることで、海岸保全を図っている。

具体的に養浜を主体とした事例では、横須賀海岸秋谷地区、茅ヶ崎海岸中海岸地区がある。

横須賀海岸秋谷地区では、平成17年5月の時点では写真①の状態であったが、海岸にとどまる砂の大きさを検討し、海岸に適した養浜材（礫）により養浜を実施し、平成26年12月時点では、写真②の状態に回復した。

茅ヶ崎海岸中海岸地区では、平成17年1月では写真③の状況であったが、相模ダムから養浜材の搬入や茅ヶ崎漁港西側からのサンドバイパスの実施により、平成26年12月時点では、写真④の状態に回復した。



横須賀海岸秋谷地区



茅ヶ崎海岸茅ヶ崎中海岸地区

### ③ 海岸保全区域

**相模灘沿岸の海岸線延長の 56.2%が海岸保全区域に指定されている。**

相模灘沿岸の海岸線延長は 145,365m（河口部延長を含まない）で、このうちの 81,721m（56.2%）が海岸保全区域に指定されている。

海岸保全区域は、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸が 45,611m（55.8%）、水産庁所管海岸が 32,765m（40.1%）、国土交通省港湾局所管海岸が 3,345m（4.1%）である。大部分は水管理・国土保全局所管と水産庁所管で占めており、首都圏に近いが、東京湾外にあるため港湾局所管海岸は少ない。なお、湘南港や真鶴港など港湾4港の全て、漁港 21 港のうち三崎漁港や小田原漁港など 14 港に海岸保全区域が指定されている。



### 2-1-3 ゾーン・ブロック区分と特徴

計画対象となる相模灘沿岸は、三浦市から湯河原町までの広範囲にわたることから、表2-1-3のとおり所管別地区海岸は59地区となっている。このため、ある程度のまとまりにより地域区分を行い、その地域区分の単位を「ゾーン」とした。

ゾーン区分は、海岸地形等の自然的特性に加えて、行政界等により、地域特性を把握するうえで望ましいと考えられる単位として設定した。

本計画における各ゾーンの範囲を表2-1-1と図2-1-3に、各ゾーン区分の考え方を表2-1-2に示す。

また、各ゾーンを海岸管理における長期的な在り方などを巨視的に捉える必要から、表2-1-2に示すように、横須賀、藤沢、平塚及び小田原の4つのブロックにまとめた。

表2-1-1 各ゾーンの範囲

ゾーン区分	設定範囲	備考
① 剣崎～毘沙門	剣崎から 観音山まで	三浦市東部
② 三崎～長者ヶ崎	観音山から 横須賀市と葉山町の行政界まで	三浦市西部、横須賀市西部
③ 葉山・逗子	横須賀市と葉山町の行政界から 逗子市と鎌倉市の行政界まで	葉山町、逗子市
④ 鎌倉	逗子市と鎌倉市の行政界から 鎌倉市と藤沢市の行政界まで	鎌倉市
⑤ 藤沢・茅ヶ崎	鎌倉市と藤沢市の行政界から 茅ヶ崎市と平塚市の行政界まで	藤沢市、茅ヶ崎市
⑥ 平塚・大磯東部	茅ヶ崎市と平塚市の行政界から 照ヶ崎まで	平塚市、大磯町の東部
⑦ 大磯西部・二宮	照ヶ崎から 二宮町と小田原市の行政界まで	大磯町の西部、二宮町
⑧ 小田原東部	二宮町と小田原市の行政界から 早川まで	小田原市東部
⑨ 小田原西部	早川から 小田原市と真鶴町の行政界まで	小田原市西部
⑩ 真鶴・湯河原	小田原市と真鶴町の行政界から 神奈川県と静岡県の県境まで	真鶴町、湯河原町

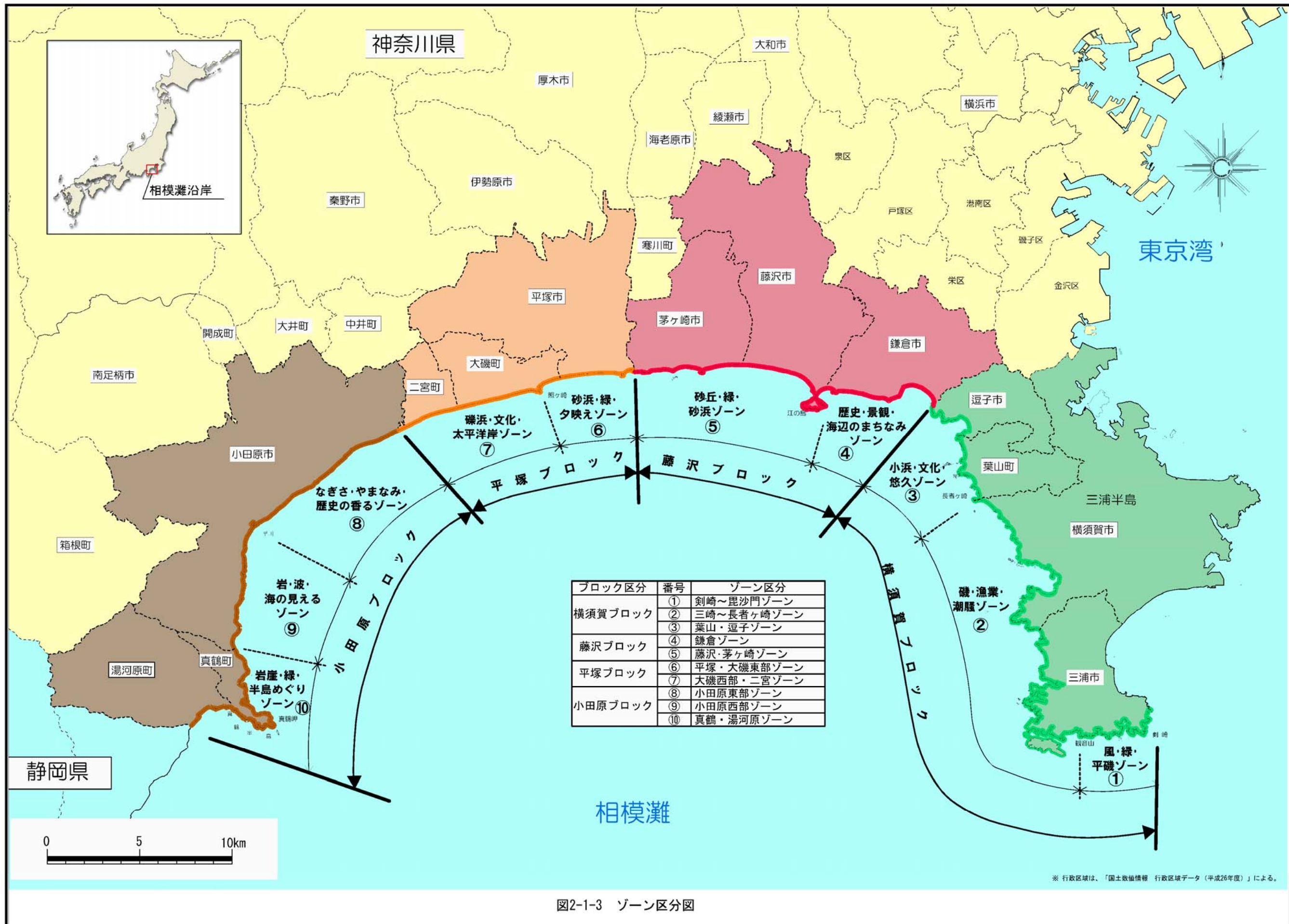


図2-1-3 ゾーン区分図

※ 行政区域は、「国土数値情報 行政区域データ（平成26年度）」による。

表2-1-2 ゾーン区分の考え方（その1）

ゾーンの名称	ゾーンの特性	ブロック名
① 剣崎～毘沙門 ゾーン	<p>陸域は一様に台地的地形である。海岸は南側に面し、典型的な平磯隆起海岸地形を呈している。本ゾーンの西端の観音山沖合は城ヶ島安房崎、さらに城ヶ島海脚に当たる。水深 100m地点は沖合約 4～5 km である。東京湾の影響を受ける。流入する河川は普通河川だけである。</p> <p>本ゾーンは、毘沙門、江奈湾の周辺以外は人家もなく、全区間が近郊緑地保全区域に指定され、磯伝いに「三浦・岩礁のみち」が通り、半島の先端を醸し出す海岸風景と長閑な漁港風景を持つ自然ゾーンである。</p>	横須賀ブロック
② 三崎～長者ヶ崎 ゾーン	<p>陸域は台地・丘陵的地形が続き、秋谷海岸から北側でやや低山地的となる。海岸はほぼ西側に面し、平磯隆起海岸、入江、ポケットビーチ、砂浜が交互に出現する。北端の長者ヶ崎沖合は葉山海底谷が存在し、この地点を境に水深 100m地点の距離は急変し、本ゾーンでは沖合約 4～5 km、葉山・逗子ゾーンでは沖合約 7～8 km となる。松越川以外に特筆すべき河川は無い。</p> <p>三崎漁港等の漁港が多く、人家は入江やポケットビーチ等の背後地の平坦地に不連続に連担している。海水浴場、マリンスポーツ、史跡、「荒崎・潮騒のみち」等利用形態が多様であり、岬などには緑が豊富に繁茂し、環境、利用が共存しているゾーンである。</p>	
③ 葉山・逗子 ゾーン	<p>陸域は低山地・小低地的地形である。海岸はほぼ南西側に面し、規模の小さいポケットビーチが連続し、ビーチ間は磯が岬状にせり出している。水深 100m地点は沖合約 7～8 km の遠浅海岸である。下山川、森戸川、田越川は三浦半島で比較的大きな河川で、小さな平地を形成し、この平地に人家が連担する。</p> <p>小坪漁港、葉山港、海水浴場、マリンスポーツ、閑静な保養地等利用形態が多様である。</p>	
④ 鎌倉ゾーン	<p>陸域は丘陵地・小低地的地形である。本ゾーンは三浦半島の付け根にあたり、海岸は屈曲し南側に面し、やや規模の大きなポケットビーチの由比ヶ浜などとそれに続く直線的な七里ヶ浜を有する。前面に鎌倉海脚が存在し、水深 100m地点は沖合約 7～8 km と、相模灘にあって遠浅の海岸である。</p> <p>海岸に沿って国道 134 号が並行して護岸の機能を果たしている。滑川が流入し、背後は鎌倉市街地を形成している。材木座から由比ヶ浜の区間は砂浜幅が広く、漁業、海水浴場、マリンスポーツ等に利用されている。また、鎌倉は歴史・文化を持ち、これらに因む名所巡りなど利用形態が多様である。</p>	藤沢ブロック
⑤ 藤沢・茅ヶ崎 ゾーン	<p>陸域は相模平野の浜堤地形である。海岸は南側に面している。東端は江の島で、この付近の水深 100m地点は沖合約 7～8 km であり、西端は相模川左岸でその沖は平塚海底谷となり、水深 100m地点は沖合約 2 km と狭くなる。境川や引地川が流入している。</p> <p>曲線砂浜海岸で、背後に砂防林・国道 134 号が並行し、県立辻堂海浜公園等が配置されている。この背後に住宅等が連担している。砂防林前面には自転車歩行者専用道路「湘南海岸・砂浜のみち」が設置され、多くの人に利用されている。また、湘南港、漁業、海水浴場、マリンスポーツ等利用形態が多様である。</p>	



表 2-1-2 ゾーン区分の考え方（その2）

ゾーンの名称	ゾーンの特性	ブロック名
⑥平塚・大磯東部 ゾーン	<p>陸域は相模平野の浜堤地形となる。海岸は南側に面している。本ゾーン全体が相模川の延長となる平塚海底谷幅内に位置し、この海底谷肩部の水深 100m地点は沖合約 2 km で、小田原海岸と同様に急深の砂浜海岸である。相模川や金目川が流入している。</p> <p>直線的な砂浜海岸で、背後に砂防林・国道 134 号が並行している。この背後に住宅等が連担している。海岸に小公園や湘南ひらつかビーチパークが整備され、大磯港、漁業、海水浴場、マリンスポーツ等に利用されているが、全体的には喧騒感の少ない海岸である。</p>	平塚ブロック
⑦大磯西部・二宮 ゾーン	<p>陸域は大磯丘陵の一部となる隆起海岸段丘地形である。この段丘崖に沿って西湘バイパスが並行し、護岸の機能を果たしている。海岸は段丘下にあつて南側に面し、幅の狭い礫浜である。前面は大磯海脚部にあたり、水深 100m地点は沖合約 2～3 km とやや広くなる。人家は段丘上に位置し、波浪の直接的な影響はほとんど無い。葛川や中村川が流入している。</p> <p>二宮漁港・観光地引網、海水浴場、投げ釣り、バーベキュー等に利用され、全体的には喧騒感の少ない静かな海岸であったが平成 19 年台風第 9 号により被災し砂浜が流出した。</p>	
⑧小田原東部 ゾーン	<p>陸域は、東側が隆起海岸段丘地形、西側が足柄平野の浜堤地形からなる。この段丘崖及び浜堤に沿って西湘バイパスが並行し、前川・国府津地区は高架区間で背後に海岸保全施設が設置され、それ以外の区間は盛土区間となって護岸の機能を果たしている。人家は西湘バイパスの背後に連担している。本海岸全体が相模トラフへ落ち込む場所に当り、海底谷肩部の水深 100m地点は沖合約 0.5～1 km と狭く、急深の海岸侵食を受けやすい砂浜海岸である。酒匂川、森戸川、山王川、早川が流入しているため、海岸は大きな径の礫浜である。</p> <p>御幸の浜海水浴場などがあるが、急深であるため、区域が限定される。また、投げ釣りや散策を楽しむのに適し、全体的には喧騒感の少ない海岸である。酒匂川河口部などを除き海浜植物の分布は限られている。</p>	小田原ブロック
⑨小田原西部 ゾーン	<p>陸域は箱根火山山脚部に当たる急勾配な地形である。海岸は早川を境に屈曲して東に面し、溶岩が直接海に至ったため岩又は玉石・砂礫から成る。前面は相模トラフ側面部に落ち込み、水深 100m地点は沖合 0.5～1 km と狭く、急深の岩石海岸である。小河川が流入するのみ。人家は小入江の平坦地に点在する。</p> <p>小田原漁港を中心に、小規模な漁港を有し、また、磯釣りやバーベキューなどに利用されている。荒々しい岩石海岸が織りなす自然景観が特徴で、本海岸線に沿って国道 135 号が並行し、道路に沿って海の幸を食材とする食事処が点在し、全体的には喧騒感は少ない。</p>	
⑩真鶴・湯河原 ゾーン	<p>陸域は真鶴半島と湯河原の低平地形である。真鶴半島部の海岸は火山活動等で形成された断崖、岩、玉石・砂礫からなる。湯河原海岸は礫浜と埋立地で、背後に国道 135 号が並行し、一部護岸の機能を果たしている。海域は半島の海脚部が沖合に張り出し、津波、波浪などが屈折等を起こして集中が起きやすいゾーンである。河川としては、急勾配な新崎川、千歳川が流入している。国道 135 号沿いと真鶴港周辺などに人家が連担している。</p> <p>真鶴港を始め福浦漁港等、磯釣りやマリンスポーツ、海の幸を食材とする食事処、源頼朝ゆかりの史跡、荒々しい岩石海岸や森林が織りなす観光地と湯河原地区の温泉地を蔵しており、利用形態が多様である。</p>	

表2-1-3 所管別地区海岸と自然的・社会的特性

市町名	湯河原町	真鶴町	小田原市							二宮町	大磯町	平塚市	茅ヶ崎市	藤沢市	鎌倉市	逗子市	葉山町	横須賀市										三浦市																															
海岸名	湯河原	福浦漁港	真鶴	真鶴港	岩漁港	江之浦漁港	小田原	米神漁港	石橋漁港	小田原漁港			小田原	二宮漁港	二宮	大磯	大磯港	平塚	平塚漁港	茅ヶ崎漁港	茅ヶ崎	藤沢	片瀬漁港	湘南港	腰越漁港	鎌倉	小坪漁港	逗子	葉山港	葉山	真名瀬漁港	葉山	横須賀	久留和漁港	秋谷漁港	佐島漁港	横須賀	長井漁港	三浦	初声漁港	三崎漁港			毘沙門漁港	間口漁港														
地区名	湯河原	湯河原	真鶴	真鶴	真鶴	江之浦	根府川	米神	石橋	早川	南町	本町	浜町	東町	小田原	梅沢	二宮	大磯	大磯	平塚	大浜	中海岸南	茅ヶ崎	藤沢	片瀬	藤沢	腰越	鎌倉	小坪	逗子	葉山	堀内	葉山	一色	秋谷	久留和	秋谷	戸名	本港	田浦	長井	井尻	本港	新宿	漆山	荒井	長浜	初声	三浦	小磯	諸磯	海外	白石	三崎	城ヶ島	晴海	宮川	毘沙門	松輪
主な関連計画	神奈川グランドデザイン															湘南地域圏										三浦半島地域圏																																	
	神奈川県環境基本計画															湯河原・真鶴地区					箱根地区			足柄平野・大磯丘陵地区			大磯丘陵地域			西部湘南砂丘地域			東部湘南砂丘地域			柏尾川流域			鎌倉・逗子・葉山地域			三浦半島南部地域																	
	海・浜の秩序ある利用計画															真鶴～湯河原地区					早川～真鶴地区					西湘地区					大磯～金目川地区			平塚～茅ヶ崎中海岸地区			辻堂～江の島地区			鎌倉地区			逗子～葉山地区			長者ヶ崎～三崎地区										毘沙門～三浦海岸地区			
	相模湾沿岸海岸侵食対策計画															湯河原海岸		小田原海岸			二宮海岸		大磯海岸		平塚海岸		茅ヶ崎海岸		藤沢海岸		鎌倉海岸		逗子海岸		葉山海岸		横須賀海岸		三浦海岸																				
海岸の地形	半島・岬等															●:真鶴岬			●:照ヶ崎			●:江の島			●:稲村ヶ崎			●:大崎			●:長者ヶ崎			●:天神島			●:荒崎			●:黒崎の鼻			●:城ヶ島																
	背後地の土地区分															火山(第四紀火山岩類)・平野					砂丘・平野			段丘・低山地(二宮層群)			砂丘・平野			砂丘・低山地(三浦層群・葉山層群)			丘陵・低山地(三浦層群)・平野																										
	海岸線付近の状況															砂礫浜・玉石浜・硬岩崖					砂礫浜			砂浜			軟岩崖・ポケットビーチ・平磯			軟岩崖・平磯																													
海域の状況(汀線から約1kmの範囲内の海底の勾配)															海底勾配 約 1/8					海底勾配 約 1/6			海底勾配 約 1/22		海底勾配 約 1/13		海底勾配 約 1/30			海底勾配 約 1/28																													
流入河川	●:一級河川															◎:千歳川		◎:早川			◎:酒匂川		◎:葛川		●:相模川		◎:引地川		◎:神戸川		◎:田越川		◎:下山川			◎:松越川																							
	◎:二級河川															◎:新崎川		◎:山王川			◎:中村川		◎:金目川		◎:境川		◎:滑川		◎:森戸川																														
漂砂系↓主な漂砂の供給源															↓		↓			↓		↓		↓		↓		↓			↓																												
漂砂卓越方向															→		→			→		→		→		→			→																														
自然環境	重要な植生															県立真鶴半島自然公園		真鶴半島常緑広葉樹林			湘南海岸の砂丘上草本植物群落			鎌倉の海岸断崖植物群落			天神島の塩生植物群落			三浦半島の海浜植生																													
	天然記念物(県・市町)															サンゴイソギンチャク(県)		ウメソノイソギンチャク(県)			アオバト集団飛来地(県)		芝崎海岸及び周辺水域		はまもと(ハマユウ)(県)			長浜の海岸砂丘植生			城ヶ島のウミウヒメウ及びクロサギの生息地(県)																												
景勝地															真鶴岬と三ツ石		照ヶ崎			平塚の砂浜夕映え鳥帽子岩		江の島稚児ヶ淵		稲村ヶ崎		和賀江崎		森戸の夕照		長者ヶ崎		秋谷の立石			荒崎			油壺湾			城ヶ島と大橋			盗人狩剣崎															
利用															●:海水浴場(23箇所)		漁港			港湾		漁港		漁港		漁港		漁港		漁港		漁港			漁港			漁港			漁港																		
海岸保全基本計画における区分ゾーン区分															⑩真鶴・湯河原ゾーン					⑨小田原西部ゾーン					⑧小田原東部ゾーン					⑦大磯西部・二宮ゾーン			⑥平塚・大磯東部ゾーン			⑤藤沢・茅ヶ崎ゾーン			④鎌倉ゾーン			③葉山・逗子ゾーン			②三崎～長者ヶ崎ゾーン										①刺崎～毘沙門ゾーン				



## 2-1-4 沿岸の長期的な課題

### (1) 海岸の防護に関する課題

- これまで海岸保全施設の整備・改良が進められ、背後地の安全性は、概ね確保されているものの、津波、高潮、高波浪等から沿岸を守り、防護水準を満たしたより安全性の高い海岸保全施設を整備することが課題である。また、防護水準を満たしていない箇所については、ソフト面の対応策を講じることが課題である。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、既存の施設の改良・改築など自然再生の取り組みに資するものかの検討も含めて、堤防あるいは消波工等単独で防護する線的防護方式だけでなく、人工リーフ等の沖合施設や砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むことが課題である。
- 優れた消波機能をもつ砂浜、防風・飛砂防備効果のある砂防林、海浜植生等を含めた自然の効用による海岸の保全方法を採用することが課題である。

相模灘沿岸の侵食は、昭和30年代から報告され、昭和40年代頃から急激に目立つようになった。海岸が侵食される原因は、河川からの流入土砂量の減少に加え、対象海岸が持つ海底・海岸の地形、海浜流の方向・強さ、波浪の大きさ・継続時間等の自然的要因、漁港・港湾・海岸保全施設・埋立等の整備により沿岸漂砂の均衡を崩すことなど、様々な要因が重なりあって発生すると考えられる。そこで、これまで得られた測量データを基に、海岸ごとに実態解析、現況海岸の照査、設計条件の整理、海浜基本形状の設計などの検討を行い、有識者から助言を得つつ県民から広く意見募集し、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定した。この計画を進める上で、総合土砂管理により、将来にわたって計画的かつ確実に海岸保全を進めることが重要であり、流砂系の健全化が課題となっている。

- 防護水準を上回る想定外の外力の発生に対する対応としては、迅速・適切な情報の収集や提供、避難経路や避難場所の確保、民間の高い堅固なビル所有者等との連携などを、地域防災計画と連携して、ソフト面の対策として取り組むことが課題である。また、市町における津波・高潮ハザードマップの整備に際しては、県が浸水計算・浸水図など必要なデータを作成するとともに、適宜、避難訓練等を実施することが課題である。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、漁業上重要な漁場や貴重な景観及び貴重種等の保全・保護が特に重要である場合、費用対効果を考慮しながら、その時代にふさわしい先進的な技術などを導入することが課題である。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、防災面の機能だけでなく、名勝、自然公園等の景観や天然記念物等の保全・保護を図ると共に景観に溶け込むような配慮、海洋レクリエーション利用に供するための利便性の向上、ユニバーサルデザイン化や緊急時の避難が速やかに出来る構造・配置等、多面的に配慮することが課題である。
- 海岸保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図ることが重要である。特に、海岸保全施設の整備に当たっては、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者等からなる協議会などの組織を作り、まとめた案をベースにして技術的な検討を行うなど、地域と一体となって、計画を策定することが課題である。
- 相模灘沿岸では、大正関東地震(大正12年(1923))から約90年間、大きな津波は発生していない。しかし、相模灘沿岸は、数百年から千年に一回程度発生する巨大津波が来襲する可能性も考える必要がある。海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設の効果を粘り強く発揮することで減災効果を目指す構造上の工夫に努めることが課題である。また、災害を防止あるいは軽減させるためには、その事実を人々に忘れさせないことが重要である。こうしたことから、災害に関わる資料を保存し、人々の啓発に役立てる仕組みを策定することが課題である。





## (2) 海岸環境の整備及び保全に関する課題

- 相模灘沿岸の自然は、長期的に見れば減少傾向をたどってきたが、本沿岸には、砂浜海岸や岩石海岸等のかけがえのない自然が残されている。この自然は、動植物の生息地であるほか漁業生産や海洋レクリエーション利用などの場としても重要な役割を担っており、この資源を永続的に保全・保護することが課題である。
- 藻場は、良好な漁業資源となると同時に、高波浪時には海岸へ打ち上げる海藻類の発生源となるため、打ち上げられた海藻類の適正な処理法や再資源化等の調査・研究について、産学等共同の取り組みをすることが課題である。
- 海岸環境の資源は有限であることから、海岸環境に影響を及ぼす行為は、できるだけ回避すべきであり、海岸利用におけるマナーの向上・ルール化と規制等により、海岸環境を保全することが課題である。
- 相模灘沿岸における公有水面の埋立は、公共事業及びその関連する事業を除いては行わず、自然海岸のまま保全することが課題である。また、本沿岸の砂浜、磯、平磯、干潟、藻場等の自然及び喪失した自然の再生も含め、それらを保全していくことが課題である。
- 海岸の景観は、その形態とともに、背後の山並みや島影、農漁村・住宅風景などそこに住む人々の生活等の自然的・社会的特性によって形成されていると言っても過言ではない。このような海岸の景観は、観光資源であるばかりではなく、リフレッシュ・休養等の効用も有しており、永続的に、貴重な共有の財産として保全していくことが課題である。
- 相模灘沿岸においては、自然環境保全地域等の指定による行為の規制や自然環境保全に資する様々な取り組みなどが試みられているが、これらの規制や周知の徹底が今後も必要である。このため関係行政機関と共に関係住民の参加・協力による、自然環境保全に対する取組みの継続・活性化が課題である。
- 相模灘沿岸においては、生物の生息状況などに関するデータ・情報は、数多く公表されているものの、海岸保全に資するための整理・データベース化等は、なされていない。このため、その個々のデータ・情報の有用性にもかかわらず、利用されているとは言いがたい。保全・保護すべき自然環境がどのようなものであるかなどを判断するため、関係機関等が保有する様々なデータ・情報を研究者やNPO等を含む関係者間で共有化を図り、これらの整理・データベース化等をすることが課題である。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、事前に生態系の調査・分析を行うとともに、環境保全対策を計画し、植生に対してマイナスの影響が予測される場合には、ミチゲーションの考えに基づいて、極力これを緩和するための措置を講じることが課題である。特に、海岸に分布する特定植物群落等の植生については、群落一体とした面的な保全をすることが課題である。また、自然環境などに係る調査に適切に取り組むとともに、関係行政機関と連携して貴重な動植物の生息地等の保全・保護区域等を設定することが課題である。
- 地域と一体となった海岸づくりを一層進めていくためには、情報の公開・提供と環境学習の強化・充実などを通じて、関係行政機関、関係住民、海岸利用者等との連携が重要である。特に、環境学習の場として、関係行政機関の資料館、公園、砂浜等をネットワークで結び、研究者やNPO等と連携し海の教室などを開催するなどして、海岸のことを次世代へ伝えることが課題である。



### (3) 海岸における公衆の適正な利用に関する課題

- 砂浜海岸は、ここを好む動植物が生息・繁茂する場であるが、人為によって簡単に変貌・破壊されるため、過剰な利用はできる限り避けなければならない。場所によっては車両等の乗り入れの規制などが必要である。また、岩石海岸は、ここを好む動植物の宝庫であるので、特に、希少種が生息する区域においては、その旨を一般に明示し注意を喚起することが必要である。こうした動植物の生息環境を保全・保護することが課題である。
- 海岸では、河川等からの流入ゴミの増加、海岸利用者等によるゴミの放置・散乱、車両等の乗り入れによる海浜植生などの踏み荒らし、飛砂などによる住宅などへの影響等、様々な負の環境問題が発生している。この問題を解決するため、関係行政機関の役割を定め、流域や沿岸の関係住民等の参加による改善策を打ち出すことが課題である。
- 海洋レクリエーション利用者等の増加により、漁業を営む区域と海洋レクリエーション利用の区域が輻輳し、漁業活動などにも支障をきたしている。長期的視点から、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整えることが課題である。また、夏季を中心に、海水浴等の海岸利用者が増加するため、海岸利用と近接の生活環境との調和を図ることが課題である。
- 海洋レクリエーション利用者等の増加により、波にさらわれたり、潮流に流される事故が発生している。これらの事故を未然に防止するため、自然とのふれあいによる海の安全利用の教育やライフセービング等について、学校、民間等が連携して、海洋レクリエーション利用者等へ意識啓発を行うことが課題である。
- 海岸で発生する災害において、ハード対策、ソフト対策の取りうる手段を組み合わせた総合的な対策を講じることに努めることが課題である。また、ハード対策に過度に依存することなく、避難訓練や防災教育、後世への伝承等、ソフト対策を充実させ、行政をはじめ、地域や一人ひとりが努力を積み重ねていくことが重要である。
- 海へ近づきにくい海岸においては、自然環境の保全に留意しつつ、必要に応じ、海とのふれあいの場を確保するため、海へアクセスが出来るようにすることが課題である。また、高齢者や障害者等が、日常生活の中で安全で安心して海岸へ近づき、自然と触れ合えるようにするため、利用の多い海岸においては、海岸保全施設等の親水性の向上やユニバーサルデザイン化が課題である。
- 海岸利用を促進するためには、幹線道路から海岸へのわかりやすいルート表示や案内表示、さらに海岸での便利施設へのルート表示や案内表示などを充実させることが重要である。また、最寄り駅から海岸までの公共や民間施設等で、ユニバーサルデザイン化されている施設、区域等の情報をスムーズに提供できるようにすることが重要である。このためには、沿岸の関係行政機関等と連携を図った取り組みをすることが課題である。
- 沿岸の港や河川等に不法係留されている放置艇については、港湾法等の関連法による対応と合わせて、係留禁止区域等の設定を視野に入れた対応策の検討及び適切な処置を迅速に行うためのルールづくり、体制づくりをすることが課題である。
- 相模灘沿岸の三浦、鎌倉、小田原等には、歴史・文化を有する市町や人々の暮らしを伝える文化を有する地域が存在している。こうした歴史・文化は、一度失ってしまうと復元が困難となることが多い。歴史・文化の継承は沿岸において、生活環境はもとより、漁業、観光や海洋レクリエーション利用などの産業にとっても貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとして重要である。この重要性に鑑み、歴史・文化資源や海岸との関係が深い伝統行事やイベント等を保全し、次世代へ継承することが課題である。



藤沢海岸 (海の家)



真鶴港海岸 (琴ヶ浜)



小田原漁港 (朝市)



茅ヶ崎漁港海岸 (浜降祭) 茅ヶ崎市提供



## 2-1-5 海岸保全の方向に関する事項

## (1) 基本理念・基本方針

## a: 基本理念

相模灘沿岸における海岸保全の方向性を定めるにあたり、本沿岸への対応及びその保全についての「基本理念」及び「テーマ」を以下のように設定する。

## &lt; 基本理念 &gt;

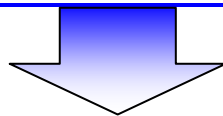
相模灘沿岸は、首都圏に近く、多くの人口を抱えているにもかかわらず、先人の努力により自然海岸が多く残された貴重な空間である。海岸に立てば長く伸びる砂浜と磯、その背後には伊豆の山々、箱根火山、富士山、丹沢連峰、大磯丘陵、江の島、三浦半島、天気が良ければ遠く房総半島が望め、海と山とが見事に調和した眺望美がある。まさに、「うるおいある空間」であり「癒しの空間」とも言える。また、神奈川の「生命の川」あるいは「母なる川」の異名を持つ相模川、「暴れ川」あるいは「母なる川」の異名を持つ酒匂川の2大河川が流入し、本沿岸はこれらの河川から様々な影響を受けて成長し、そして自然海岸を作った。

このような相模灘沿岸域は、豊かな自然を有し、温暖な気候であることから、縄文時代以前から今日まで住み良い土地であった。同時に漁業や農業、文化、観光、海洋レクリエーション利用等の場としても、様々な利用されてきたため、人と海が深く結びつき、人々の生活・文化の中には海の影響が色濃く残されている。こうしたことから、歴史的にも新たな遊び・文化が生み出されるなど、常に時代の先端的な発信地となり、特徴ある沿岸として発展してきた。

近年の人と海を取り巻く環境は、海岸を利用する人々の価値観の多様化、自然とのふれあいに對する欲求、自然環境に対する認識の高まりなどに伴って、急速に変化してきている。この大きな社会的動向のもとで、首都圏において豊かな自然環境と独自の海文化を形成している本沿岸の存在価値はさらに高まっている。しかし、流域・沿岸域の都市化による水質の変化、流入水量の減少、砂浜の減少、ゴミの増加、過剰利用等により「美しい相模灘の自然海岸とその眺望」は変貌をきたしてきている。

一方、災害を引き起こす自然的誘因が多く内在し、かつ、その災害を大きくする人為的素因（住宅の密集等）も増大しているため、津波、高潮、高波浪等の災害から背後地を防護するための保全施設が求められている区域も有している。しかし、防護、環境及び利用において求められているそれぞれの重要度が高く、その調整が必要とされるため、施設整備にあたっては、関係住民、海岸利用者は言うに及ばず、生態系や景観にも十分な配慮が必要である。「美しい相模灘の自然海岸と眺望」の中に溶け込むような施設づくりを計画理念とし、防護、環境及び利用の調和ある海岸保全を目指すものとする。そして、今後予想される少子高齢化、地球温暖化、漁業資源の枯渇、レジャーの多様化等海岸をとりまく状況の変化に対処できるような取り組みを目指すものとする。

先人の努力によって守られ、育まれてきたこのような本沿岸の自然、歴史、文化等を、時代の流れとの調和を図りつつ将来にわたって維持し、次世代に引き継いでいくことが私たちの重要な課題であり、責務である。



## &lt; テーマ &gt;

みんなで守り・楽しみ・伝えよう

相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化



## b：基本方針

相模灘沿岸の海岸保全に関する「基本方針」を以下のように設定する。

### < 基本方針 >

#### ■ 安全に生活できる海岸づくりを進める

- ・ 津波、高潮、越波、海岸侵食等から人々の安全で安心な生活を守るために、海岸保全施設の新たな整備、機能低下した施設の改良・改築などを推進するものとする。
- ・ 砂浜海岸にあっては、現状の砂浜を保全することを基本として、その際、土砂の運動領域を「流砂系・漂砂系」という概念で捉え、河川流域も含めた広域的な視点に立った対応を適切に講じるものとする。
- ・ 海岸保全施設による防災対策だけでなく、行政が主導しつつ関係住民と一体となって、海岸防災にかかるソフト対策などを推進し、適宜、避難訓練等を実施するものとする。

#### ■ 環境・利用に配慮した施設整備を進める

- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、自然再生に資するものかの検討も含めて、線的防護方式だけでなく、砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むものとする。
- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、防護機能のみではなく、漁業資源保全、海洋レクリエーション利用等における利便性・親水性、自然環境や景観の保全など、多面的な配慮に努めるものとする。
- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、防護機能のみでなく、ユニバーサルデザイン化に取り組むものとする。

#### ■ 相模灘の豊かな自然環境と景観を保全する

- ・ 相模灘沿岸は、砂浜、植生、岬、夕照等が織りなす美しい景観を有しており、地域の文化、観光、海洋レクリエーション利用等の重要な資産となっている。この貴重な景観が損なわれることのないように、その保全を図るものとする。
- ・ 砂浜海岸は、防災上の機能に加え、人と海とのふれあいの場として重要な役割を果たしているため、砂浜海岸を積極的に保全し、生態系等に配慮することに努めるものとする。
- ・ 砂浜海岸への車両等の乗り入れやゴミの放置・散乱などの問題に対しては、海岸利用のマナーの向上やルールづくりとその周知に努めるものとする。

#### ■ 海岸へのアクセス確保と漁業、海洋レクリエーション利用等の利用調整を図る

- ・ 海へ近づきにくい海岸においては、必要に応じ、海とのふれあいの場を確保するため、海へのアクセスが可能となるよう図るものとする。
- ・ 漁業と海洋レクリエーション利用の区域が輻輳しているため、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整え、海岸の有効活用を図るものとする。

#### ■ 地域と一体となった海岸づくりを進める

- ・ 海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくため、特に、海岸保全施設の整備については、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者、障害者等からなる協議会などの組織を作り、地域と一体となった海岸づくりを講じるものとする。
- ・ 海洋レクリエーション利用者等の安全意識を高めていくため、関係住民、学識経験者、漁業者、ライフセービング等の団体などと連携して、海岸の安全教育等の活動普及を図るものとする。
- ・ 沿岸の総合的な管理を実施するために、研究者やNPO等を含む関係者間で情報の共有化を図るものとする。

#### ■ 貴重な歴史・文化を保全・継承する

- ・ 先人から受け継いだ相模灘沿岸の貴重な歴史・文化を保全し、継承するよう努めるものとする。
- ・ 海岸との関係が深い伝統行事やイベント等については、沿岸の関係行政機関等と連携し、支援するものとする。

## (2) ブロック毎の長期的な在り方

各ゾーンの自然的・社会的特性及び基本理念・基本方針を踏まえ、ブロック毎の「長期的な在り方」を以下のように設定する。

ブロック名称	長 期 的 な 在 り 方
I. 横須賀 ブロック (①~③ゾーン)	<p><b>&lt;ブロックの特性&gt;</b></p> <p>本ブロックは、リアス式海岸の様相から弓形の砂浜まで多様な景観を呈し、砂浜が延々と続く湘南地域の海岸とは異なった海の特徴を示す。また隆起平磯からなる特異な海岸地形が剣崎から諸磯までの区間で顕著である。</p> <p>この変化に富んだ海岸景観を楽しめるように、磯伝いに「関東ふれあいの道」(三浦・岩礁のみち、荒崎・潮騒のみちなど)が配置されている。</p> <p>漁業も盛んに行われており、東京湾・相模灘から多くの魚種を水揚げし、大消費地東京の供給拠点として重要な役割を果たしている。</p> <p>緑豊かな山々に囲まれており、良好な保養地として歩んできた歴史を有し、葉山御用邸をはじめ歴史的施設や景勝地等を有している。また、緑地や動植物の生息地・産卵地が沿岸に広く分布している。</p>
『磯・緑・ 漁業の共生 ブロック』	<p><b>&lt;ブロックのこれからの方向性&gt;</b></p> <p>○ 多様な海の景観を活かし、環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を目標とするものとする。また、現状を維持し、新たな存在価値を創出し、特徴のある観光資源として発展することを目標とするものとする。さらに、豊かな歴史的風土を保全し、風格のあるリゾート地区の形成を目標とするものとする。</p> <p>○ 漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を目標とするものとする。</p> <p><b>&lt;海岸の防護について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸に近接して市街地や観光地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ津波、高潮対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。</li> <li>・ ポケットビーチは、現状の砂浜を保全し、砂浜の防災機能を最大限に発揮できるよう努め、必要度に応じた海岸侵食対策の実施を目標とするものとする。</li> <li>・ 干潟や平磯等を有する岩石海岸は、極力自然環境を損ねることのない工法を選択することを目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸環境の整備と保全について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸に分布しており、これらを保全・保護するとともに、海岸では、防護と利用との調和を図ることを目標とするものとする。</li> <li>・ 干潟、藻場等の漁業資源も豊富に存在する。これらの自然の財産を保全・保護し、次世代へ継承することを目標とするものとする。</li> <li>・ 磯と磯の間で狭く発達するポケットビーチは、砂浜を生息環境とする動植物に対する財産であるため、この保全・保護を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ、放置艇等の対策に対しては、その状況に応じて関係行政機関等と連携して、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;公衆の適正な利用について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関との連携を目標とするものとする。</li> <li>・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正に行われるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海岸利用のマネー向上を目標とするものとする。</li> <li>・ 沿岸の自然環境や海洋レクリエーション利用等を軸とした教育・学習・体験・交流の場づくりが促されるよう、関係機関と連携して学習拠点の形成を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸の環境整備を進めるとともに、隆起平磯海岸の奇観と沿岸に点在する緑地、旧所・名跡をネットワークで結び、地域の歴史や文化を学べる場の整備が促進されるよう関係行政機関等を支援し、「三浦・岩礁のみち」等の保全を図ることを目標とするものとする。</li> <li>・ マリーナの利用効率及びサービスの向上等、マリーナを核とする海洋リゾート拠点の整備が促進されるよう関係機関と連携し、その形成を目標とするものとする。</li> </ul>

ブロック名称	長期的な在り方
II. 藤沢 ブロック (④～⑤ゾーン) 『海・文化・ 歴史の共生 ブロック』	<p><b>&lt;ブロックの特性&gt;</b></p> <p>本ブロックは、丘陵地・小低地及び相模川左岸平野部の浜堤と背後の低地からなる。海岸はポケットビーチ及び弓状に伸びる細粒の砂浜で飛砂が多いため、引地川右岸から西側では砂防林が造成されている。鎌倉幕府につながる歴史・文化遺産を持っている。</p> <p>沿岸に国道 134 号が走り、鎌倉ではこの道路擁壁が護岸の機能を果たし、その背後地には、浜堤を利用して開発された閑静な住宅地等が広がっている。首都圏近郊の工業・商業地としても発展し、大学等の教育施設の立地が進むなど、多様な側面を持つ。</p> <p>海岸はほとんどが遠浅の砂浜で、海水浴場に適しており、毎年多数の海水浴客が訪れる。本ブロックのほぼ中央部に位置する江の島は観光地として全国にその名を知られ、隣接する茅ヶ崎海岸は浜降祭が開かれることで有名である。</p> <p>周辺は沿岸漁業も盛んで、定置網漁業やシラス船びき網漁業等が行われている。</p> <p><b>&lt;ブロックのこれからの方向性&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊かな自然環境と歴史的風土を保全し、快適な住環境の整備を目標とするものとする。</li> <li>○ また、文化的な地域として発展してきた歴史的経緯を生かした趣のある地区の形成を目標とするものとする。</li> <li>○ 豊かな緑と連坦する美しい砂浜を保全するとともに、都市的魅力も備えた沿岸の特性を活かした快適な生活環境づくりを目標とするものとする。</li> <li>○ 相模湾の文化の創造拠点として、広域化・多様化する海洋レクリエーション利用を軸に、海洋リゾート拠点の形成を目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸の防護について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸に近接して市街地や観光地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ津波、高潮対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸保全施設による侵食対策は、湘南地域の海岸のイメージと自然海岸を破壊しないよう、かつ、一定の防護水準を確保しながら海岸環境と利用に配慮した防護を目標とするものとする。</li> <li>・ 砂浜や砂防林等を介して市街地が接する区域の防護に当たっては、現状の砂浜を保全することを基本として、海岸ごとの特性を考慮した砂浜の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、砂浜の消波機能を最大限に発揮させることを目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸環境の整備と保全について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長い砂浜が海岸特性であり、砂浜は、砂浜を生息地とする動植物の共通の財産である。特に、砂草帯は、生態系の1つであるとともに、人に安らぎを与え、飛砂を防止する保全機能も備えている。これらの自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とするものとする。</li> <li>・ クロマツを主木とする砂防林は、飛砂防備・防潮・防風・津波の軽減や森林浴や癒しの効果を発現する重要な林である。これを保全・整備し、白砂青松の自然海岸を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ、放置艇等の対策に対しては、その状況に応じて関係行政機関等と連携して、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;公衆の適正な利用について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 藤沢ブロックの海岸の砂浜を美しく、安全で、いきいきした海岸のまま次世代へ継承するため、関係行政機関と連携し、公衆の適正な利用に係る模範海岸を目標とするものとする。</li> <li>・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関と連携し、海岸活動拠点の形成を目標とするものとする。</li> <li>・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正に行われるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海岸利用のマナー向上を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸と砂草・堆砂垣、砂防林等を良好に維持管理し、それらが一体となって作り出す簡素で自然な風景を愛でることが出来る自転車歩行者専用道路等を関係行政機関と連携し、維持・補修し、海岸散策の拠点となることを目標とするものとする。</li> <li>・ 沿岸に点在する緑地、旧所・名跡と海岸をネットワークで結び、地域の歴史・文化を学べる場を関係機関と連携して整備することを目標とするものとする。</li> <li>・ マリーナの利用率及びサービスの向上等、マリーナを核とする海洋リゾート拠点の整備が促進されるよう関係機関と連携し、その形成を目標とするものとする。</li> </ul>



ブロック名称	長期的な在り方
III. 平塚 ブロック (⑥～⑦ゾーン) 『砂・緑・ 文化の共生 ブロック』	<p><b>&lt;ブロックの特性&gt;</b></p> <p>本ブロックは相模川右岸平野部の浜堤と大磯・二宮の隆起海岸段丘である。平塚市には湘南ひらつかビーチセンターが設置され、各種ビーチスポーツのほか、夏にはビーチバレー大会などが行われている。大磯町は、日本初の海水浴場が照ヶ崎に開設されるなど、戦前からリゾート地として知られている。二宮町では花火大会やマラソン大会等、人々に潤いを与える催しが行われている。</p> <p>温暖な気候に恵まれ、平坦地が住宅・農業等に幅広く利用されて発達してきた。照ヶ崎を挟み、東西で海底地形が変化する。照ヶ崎より東側の海岸は、やや急深の海岸となり、照ヶ崎より西側は、やや遠浅の海岸へと変化する。</p> <p>大磯や二宮海岸は、西湘バイパスの開通までは自然海岸の状態であったが、昭和47年1月全線開通後、道路擁壁が護岸の機能を果たしている。</p> <p>近年、海岸は河川からの土砂供給の減少等で侵食が進行し、かつ、前面に相模トラフを擁し、急深で、高波浪が発生し易い海岸である。</p> <p>周辺は観光海岸利用のほか沿岸漁業も盛んで、定置網漁業やシラス船びき網漁業等が行われている。</p> <p><b>&lt;ブロックのこれからの方向性&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊かな緑と連坦する美しい砂浜を保全し、住宅地としてのみでなくリゾート地としても快適な生活環境づくりを目標とするものとする。</li> <li>○ 日本初の海水浴の発祥の地としての歴史を尊重し、美しい海岸と緑の保全を目標とするものとする。</li> <li>○ 平塚の漁業は、目の前の海で獲れる新鮮で美味しい魚介類を供給するだけでなく、海の自然を守り、その豊かさ、楽しさを市民との協働により新しい海業として展開することを目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸の防護について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸に近接して市街地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ津波、高潮対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸保全施設による侵食対策は、湘南地域の海岸のイメージと自然海岸を破壊しないよう、かつ、一定の防護水準を確保しながら海岸環境と利用に配慮した防護を目標とするものとする。</li> <li>・ 砂浜や砂防林等を介して市街地が接する区域の防護に当たっては、現状の砂浜を保全することを基本として、海岸ごとの特性を考慮した砂浜の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、砂浜の消波機能を最大限に発揮させることを目標とするものとする。</li> <li>・ 平成19年台風第9号により砂浜が流出し護岸等が被災した大磯港から二宮漁港までの区間においては、通常時と高波浪時で方向の異なる沿岸流に対しても砂礫流出を防ぐ対策により砂浜の回復を図ることを目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸環境の整備と保全について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長い砂浜が海岸特性であり、砂浜は、砂浜を生息地とする動植物の共通の財産である。特に、砂草帯は、生態系の1つであるとともに、人に安らぎを与え、飛砂を防止する保全機能も備えている。これらの自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とするものとする。</li> <li>・ クロマツを主木とする砂防林は、飛砂防備・防潮・防風・津波の軽減や森林浴や癒しの効果を発現する重要な林である。これを保全・整備し、白砂青松の自然海岸を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の対策について、その状況に応じて関係機関と連携し、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;公衆の適正な利用について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平塚ブロックの海岸の砂浜を美しく、安全で、いきいきした海岸のまま次世代へ継承するため、位置づけて関係行政機関と連携し、公衆の適正な利用に係る模範海岸を目標とするものとする。</li> <li>・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関と連携し、海岸活動拠点の形成を目標とするものとする。</li> <li>・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正になされるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海岸利用のマナー向上を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸と砂草・堆砂垣、砂防林等を良好に維持管理し、それらが一体となって作り出す簡素で自然な風景を愛でることが出来る散策路等を関係行政機関と連携し、整備されることを目標とするものとする。</li> <li>・ 砂浜・礫浜海岸はキス釣り等投げ釣りのメッカであり、また、西湘バイパス北側には太平洋岸自転車道路が設置され、人々に利用されているため、釣り等海に親しむことが出来るよう関係行政機関等との連携を目標とするものとする。</li> <li>・ 港湾や漁港等の利用効率及びサービスの向上等港を核とする産業、リゾート基地の整備が促進されるよう関係行政機関等と連携し、産業、リゾート拠点の形成を目標とするものとする。</li> </ul>

ブロック名称	長期的な在り方
IV. 小田原 ブロック (⑧～⑩ゾーン)	<p><b>&lt;ブロックの特性&gt;</b></p> <p>本ブロックは、地形・地質的に小田原漁港を境に西部と東部に分けることができる。東部は隆起海岸段丘、平野及び砂浜海岸、西部は箱根火山山脚部の岩石海岸である。典型的な急深な海岸で相模トラフとなり、高波浪や津波の被害を被った地域である。</p> <p>小田原市は小田原城、真鶴町は真鶴半島、湯河原町は湯河原温泉を有するなど、有名な観光資源に恵まれている。また、小田原海岸は市街にも近く市民の憩いの場であり、根府川から湯河原海岸は磯釣りのメッカである。さらに、斜面を利用して柑橘類が至る所で栽培されている。このように、本ブロックは、住居・歴史・農水産業・商工業・自然・観光・気候等いずれをとっても恵まれた地域である。また、沿岸では、大型定置網、刺網漁業が盛んに行われ、小田原漁港を中心に県西地域の水産業を支えている。本ブロックでは、緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸の広い範囲に分布している。</p>
『やまなみ・ 緑・歴史の 共生ブロック』	<p><b>&lt;ブロックのこれからの方向性&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 砂浜を保全し、市民が身近に利用できる海岸を目指すとともに、加工、流通、販売等の機能が一体となった漁業関連施設と連携した海の総合的活用を目標とするものとする。</li> <li>○ 豊かな自然を活かし、生きた海を育み、自然を学ぶレクリエーション地区の形成を目標とするものとする。また、温泉や果樹園等とのネットワーク化による観光リゾート地区の形成を目標とするものとする。</li> <li>○ 陸海一体となった海洋レクリエーション利用の形成を目標とするものとする。また、自然公園等の整備や港湾機能の向上を図るとともに、産業の拠点としての整備を目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸の防護について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸に近接して市街地や観光地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ高潮、津波対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。</li> <li>・ ブロック等による消波施設箇所は、自然海岸の再生という在り方に基づいて、面的防護方式等により砂浜の復元を検討し、その対策を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸の防護に当たっては、現状の砂浜を保全することを基本として、海岸ごとの特性を考慮した砂浜の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、砂浜の消波機能を最大限に発揮させることを目標とするものとする。</li> <li>・ 平成19年台風第9号により大量の砂礫が海底谷へ流出し、大規模な海岸侵食が生じた二宮漁港から酒匂川までの区間においては、急峻な海底谷が迫ることから、酒匂川からの供給土砂の流出を防ぐ対策により砂浜の回復を図ることを目標とするものとする。</li> <li>・ 大正時代に築造された海岸保全施設については、その設置経緯を把握し、その果たした役割を尊重し、出来る限り海の保全文化として後世に伝えることを目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸環境の整備と保全について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸に分布しており、これらを保全・保護するとともに、海岸では、防護と利用との調和を図ることを目標とするものとする。</li> <li>・ 本沿岸は、岩石海岸と砂浜海岸となっており、藻場等の漁業資源も豊富に存在している。これら自然の財産を保全・保護し、次世代へ継承することを目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の対策について、その状況に応じて関係機関と連携して、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;公衆の適正な利用について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この海岸を美しく、安全で、いきいきした海岸のまま次世代へ継承するため、砂浜と岩石の自然海岸として位置づけて関係行政機関と連携し、公衆の適正な利用に係る模範海岸を目標とするものとする。</li> <li>・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関と連携し、海岸活動拠点の形成を目標とするものとする。</li> <li>・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正に行われるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海浜利用のマナー向上を目標とするものとする。</li> <li>・ 沿岸に点在する緑地、旧所・名跡と海岸をネットワークで結び、地域の歴史・文化を学べる場の整備が促進されるよう、特に、小田原市内で既存防潮堤天端を活用したものや真鶴半島自然探勝歩道等の観光と海洋レクリエーション利用との融合を生み出す事業の展開を目標とするものとする。</li> <li>・ 砂浜海岸はキス釣り等投げ釣りのメッカであり、岩石海岸は磯釣りのメッカである。釣りやその他海に親しむことが出来るよう、関係行政機関等との連携を目標とするものとする。</li> <li>・ 港湾や漁港等の利用効率及びサービスの向上等港を核とする産業、リゾート基地の整備が促進されるよう関係行政機関等との連携を目標とするものとする。</li> </ul>

## 2-2 海岸の防護に関する事項

### 2-2-1 海岸の防護の目標

#### (1) 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合に、海岸背後地の人命や財産に対して被害の発生が予想される以下の地域とする。

##### ○ 高潮・波浪からの防護

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

##### ○ 津波からの防護

地域海岸毎に設計津波として設定した津波が来襲した場合の浸水区域とする。

##### ○ 侵食からの防護

侵食による汀線後退が現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響区域とする。

#### (2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪等の外力は、想定外のものが発生するなど、大きさに幅がある。また、その対応方法にもハード、ソフト対策など種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は以下のとおりとする。

##### ○ 高潮・波浪

“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた計画高潮位に来襲波浪によるうちあげ高を加えたものに対して防護することを目標とする。なお、来襲波浪は原則として30年再現確率相当とするが、背後地の土地利用の状況等に応じて、50年再現確率相当の波浪を適用するなど、柔軟に対応していく。

##### ○ 津波

地域海岸毎に数十年から百数十年に一回程度発生する頻度の高い津波を対象に、せり上がりを考慮したものに対して、防護することを目標とする。

##### ○ 海岸侵食

現状の砂浜の汀線を保持することを基本的な目標として、最低限の幅と必要に応じて海浜勾配の維持など、優れた消波機能を有する砂浜の回復を図ることを目標とする。

##### ○ その他

長期的には、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化も今後想定されるが、環境モニタリングの継続的实施による影響把握を基本目標とし、国や沿岸自治体との連携を図り、必要に応じて防護水準に加味していき、基本計画の見直しについて検討をする。

なお、計画天端高の設定方法については、越波流量にて決定する方法、余裕を見込んだ偏差量にて決定する方法等もある。また、背後地の安全性を確保しつつ、「環境」「利用」に配慮すれば、その他の設定方法も考えられる。



<神奈川県沿岸 海岸保全施設の防護水準の考え方について>

海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さとならざる高さを比較して、高い方の値を基に設定する。

高潮・波浪対策のための施設の計画天端高の設定は、一般に以下の図（図 2-2-1）に表される。この計画天端高の考え方は、朔望平均満潮位（H.W.L）時に、設計対象の高潮と波浪が同時に発生することを想定している。

津波に対して必要となる高さ（施設の計画天端高）は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」（平成 23 年 7 月 8 日）に基づき、数十年から百数十年に一回程度発生する頻度の高い津波を対象に設定することとする。（図 2-2-2）なお、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸にハード・ソフト対策を組み合わせ合わせた総合的な津波対策を講じることに努める。

$$\text{計画天端高【高潮・波浪】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{高潮偏差} + \text{うちあげ高} + \text{余裕高}$$

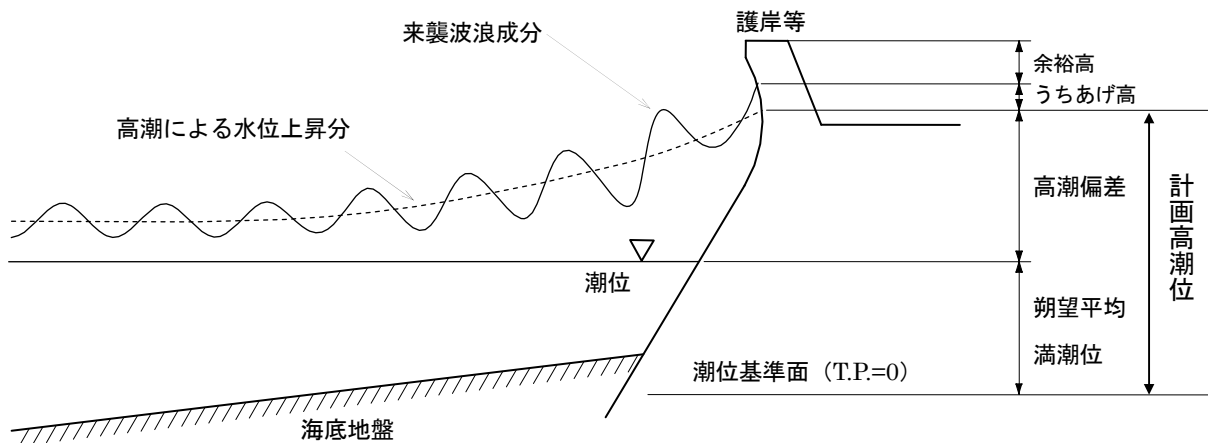


図 2-2-1 高潮・波浪による計画天端高の設定方法の模式図

$$\text{計画天端高【津波】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{津波高（せり上がり考慮）} + \text{余裕高}$$

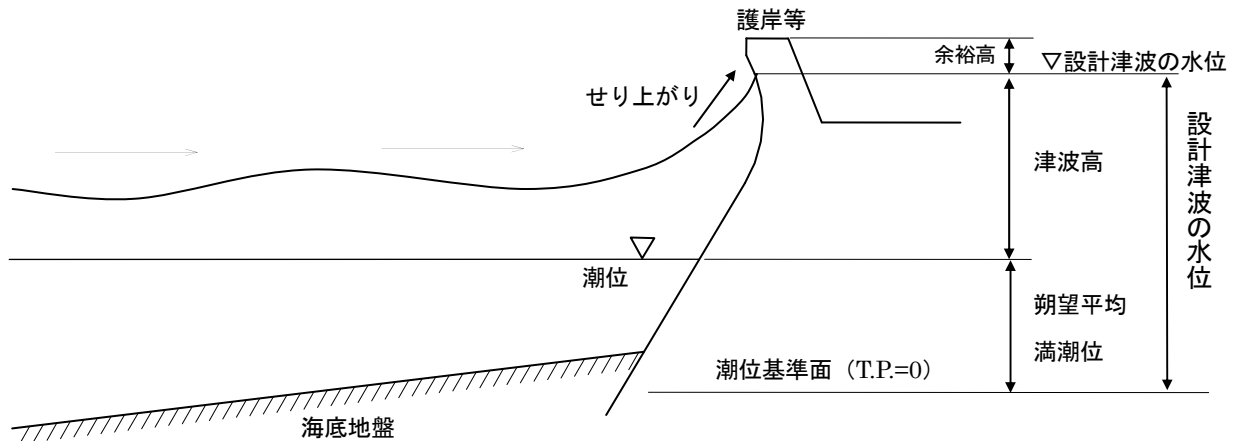


図 2-2-2 設計津波の水位による計画天端高の設定方法の模式図

用語説明

うちあげ高：防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の堤防・護岸等に対する波のうちあげり高さのことである。

余裕高：堤防天端高設定における若干の不確実性を考慮して設定する高さであり、最大 1.0m を限度に決定されることが多い。

潮位基準面：東京湾平均海面（T.P.=0m）

高潮偏差：各海岸に対して最悪を想定した偏差

朔望平均満潮位：朔望の日から前 2 日後 4 日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した水面。

津波高：津波によって海面が上昇した高さ。

せり上がり：津波が堤防等に衝突した際、水塊が堤体に沿って上方にせり上がるさま

## 相模灘沿岸の設計水位

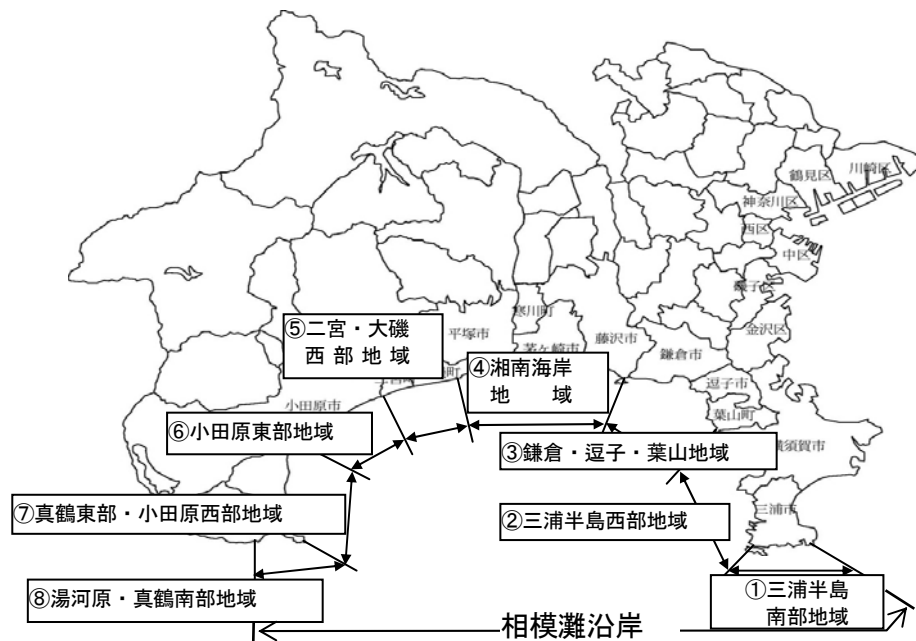
◎以下の表は「湾の形状や山付け等の自然条件」等により、海岸を広域的に捉えた地域海岸における設計水位を示したものである。この設計水位を基に各海岸の目指すべき計画天端高を設定する。

◎今後、整備にあたっては、目指すべき計画天端高を基に、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。

地域海岸名	高潮の防護水準	津波の防護水準	設計水位③ (①と②を比較) (T. P. +m)	備考
	高潮対策計画 (高潮に対する防護水準)	津波対策計画 (津波に対する防護水準)		
	うちあげ高の水位② <sup>注1)注2)</sup> (T. P. +m)	設計津波の水位 (せり上がり津波高)① <sup>注1)注3)</sup> (T. P. +m)		
①三浦半島南部地域	2.4~6.5	4.1	4.1~6.5	
②三浦半島西部地域	1.6~5.0	5.9	5.9	
③鎌倉・逗子・葉山地域	2.4~5.0	6.0	6	
④湘南海岸地域	1.9~6.3	6.3	6.3	
⑤二宮・大磯西部地域	9.9~11.4	5.1	9.9~11.4	平成19年台風第9号被災後の状況による波浪推算であり、現在、具体的な対策の検討を行っている。
⑥小田原東部地域	5.1~12.0	4.9	5.1~12.0	
⑦真鶴東部・小田原西部地域	3.5~10.2	7.1	7.1~10.2	
⑧湯河原・真鶴南部地域	6.1~6.8	6.4	6.4~6.8	

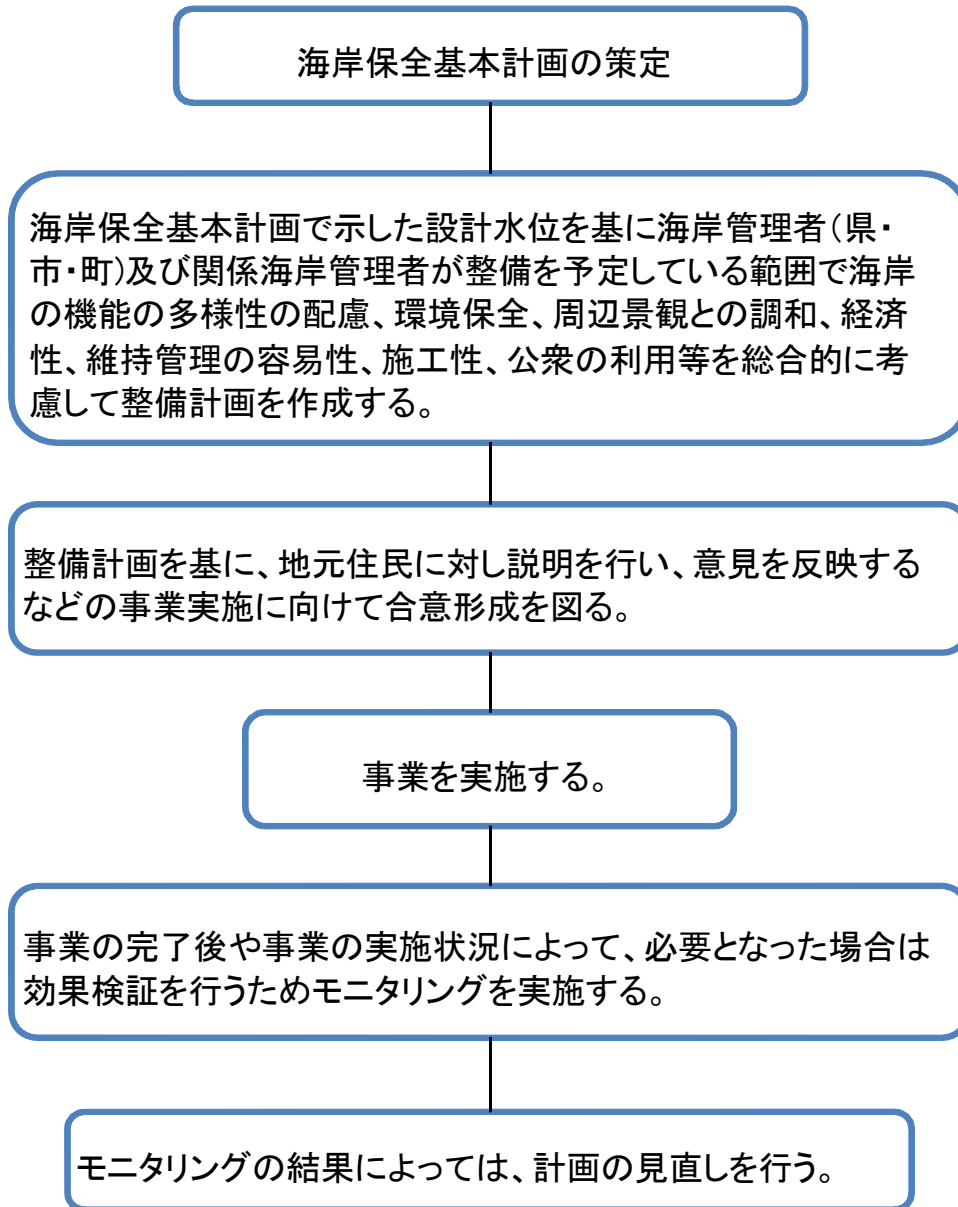
注)

- 1) 各水位は、各地域の防護ラインにおいて、直壁護岸とした場合の高さを言う。
- 2) 本編図2-2-1[朔望平均満潮位+高潮偏差+うちあげ高]を示した値。
- 3) 本編図2-2-2[朔望平均満潮位+津波高(せり上がり考慮)]を示した値。朔望平均満潮位は0.85mに設定している。
- 4) 高潮はH24年度海岸高潮対策工事設計業務委託(ゼロ県債)(その1)相模灘沿岸波浪推算業務委託を参照。
- 5) 津波はH26年度海岸高潮対策工事設計業務委託 県単(その1)津波予測調査業務委託を参照。



## 海岸保全施設等の整備フロー(例)

海岸保全基本計画の策定から整備後までの流れについて、一例を示したものであり、実際の整備に当たっては、手法を変えたり、繰り返したりする場合があることに留意する。





## 2-2-2 防護の目標を達成するための施策

### (1) 安全で安心して生活できる海岸の整備

○ 相模灘沿岸は、これまで津波、高潮、越波、海岸侵食等の防止対策として海岸保全施設の整備が進められてきたが、保全機能が十分でない地区が残っていると同時に、新たに海岸侵食等が問題となってきた地区がある。また、既設の海岸保全施設の老朽化も懸念されている。そこで、本沿岸の人々の安全で安心な生活を守るために、海岸保全施設の新たな整備、機能低下や老朽化した施設の改良・改築及び新たな海岸侵食に対する防護を推進するものとする。



横須賀市長井海岸（越波）

○ 海岸保全施設の整備に当たっては、既存の施設の改良・改築など自然再生の取り組みに資するものかの検討も含めて、堤防あるいは消波工等単独で防護する線的防護方式だけでなく、人工リーフ等の沖合施設や砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むものとする。



茅ヶ崎海岸（浜崖）

○ 海岸保全施設の整備に当たっては、背後地の防護機能のみではなく、漁業資源保全、海洋レクリエーション利用等における利便性、さらに、自然環境や景観の保全など、多面的な配慮に努めるものとする。

○ 優れた消波機能を持つ砂浜の復元、松林等の海浜植生も含めた自然海岸の保全及び地域の特性を活かした海岸の整備が重要である。こうした海岸保全の取り組みを進める場合は、自然的・社会的特性の調査を十分、行った上で取り組むものとする。

○ 海岸保全施設の整備に当たっては、背後地の防護機能のみではなく、景観、利便性及びユニバーサルデザイン化といった海岸へのアクセス向上にも配慮して、これらが一体となって海岸を守る方式が、利用度の高い海岸において重要である。



真鶴港（平成9年9月19日 台風20号）

○ 侵食が進行している海岸にあっては、現状の砂浜を保全することを基本として、最低限の幅と適度な勾配を持った砂浜全体の回復を図ることを目標とする。その際、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応が重要である。さらに、相模川や酒匂川のように上流にダムのある河川においては、土砂供給にかかる対策として、砂防、森林、ダム、河川及び海岸等に係る関係行政機関が一層の連携を図るとともに、関係住民、学識経験者等が一堂に会して議論を深め、その成果を施策に生かした取り組みが重要である。具体的には、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に示される「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」の考えに基づく総合土砂管理を進め、養浜を主体とした侵食対策を行い、モニタリングをしながら変化に応じた管理を行っていくものとする。

○ 海岸保全施設の維持管理等については、定期的な点検、被災や異常箇所の早期発見等を実施して災害を未然に防止することに努めるものとする。

○ 海岸の整備にあたって、海岸へつながる通路等の開口箇所については、津波、高潮・波浪により波の浸水が想定されるため、海岸管理者と通路等の管理者と技術協力等、安全を確保出来るように連携を図るよう努める。

### (2) 地域と一体となった防災対策

○ 海岸保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図ることが重要である。特に、海岸保全施設の整備に当たっては、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者、障害者等からなる協議会などの組織を作り、まとめた案をベースにして技術的な検討を行うなど、地域と一体となった計画を策定することに取り組むものとする。

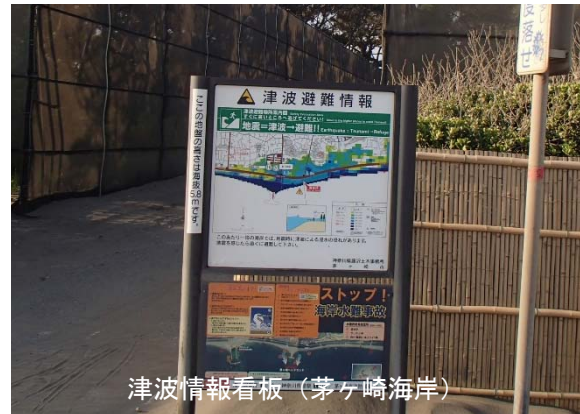
○ 災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知など、関係行政機関等と関係住民とが連携し、初等教育等を含め、防災意識の向上及

び防災知識の普及が重要である。このため、行政が主導しつつ関係住民と一体となった防災対策を進める活動体制を整備することが必要である。具体的には津波、高潮のハザードマップ等の基礎資料となる浸水図の作成や海岸防災にかかるソフト対策を推進するとともに、適宜、避難訓練等を実施するものとする。

- 海岸における具体的なソフト対策として、海岸利用者に広く避難情報等を伝達するため、津波をはじめ高潮・波浪等の気象注意報・警報情報を表示し危険を知らせる津波情報盤や津波の浸水区域等を示した津波情報看板を設置し、また、津波の気象注意報、警報が発令された際のオレンジフラッグの掲出を推進するなど、情報の周知、伝達の工夫を図ることが必要である。



津波情報盤（湘南海岸公園）



津波情報看板（茅ヶ崎海岸）



津波情報看板の記載内容（茅ヶ崎海岸）



津波避難場所図記号



津波避難ビル図記号



## 2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

### 2-3-1 沿岸の景観の保全

- 相模灘沿岸は、海面、岩礁、磯、砂浜、礫浜、岬、植生、夕照等が織りなす、多くの美しい海岸の景観を有しており、地域の文化、観光、海洋レクリエーション利用等の重要な資産となっている。この貴重な景観が損なわれることのないように、その保全を図るものとする。また、貴重な景観を活かすためには、展望のための良好な場所が不可欠であることから、可能な限り展望地及び海岸へのアクセスのための遊歩道等の環境整備を図るものとする。
- 砂浜海岸は、白砂青松などの美しい海岸景観の構成要素であるとともに、防災上の機能に加え、人と海とのふれあいの場として、また、海洋レクリエーション利用の場としても重要な役割を果たしている。したがって、砂浜海岸を積極的に保全し、生態系等に配慮することに努めることとする。  
さらに、自然海岸を大切にするという基本認識のうえ、砂浜全体の変動状況について定期的に調査を実施し、その状況の把握に努めるものとする。
- 砂浜・礫浜や松林、集落、山並みなどの多様な構成要素があり、これらが一体として沿岸の景観を構成していることから、海岸保全施設の整備に当たっては、景観に溶け込むようにできるだけ配慮し、広い視点に立って、良好な海岸の景観の形成を図るものとする。
- 海岸の景観づくりを本沿岸全体に広げるため、神奈川県景観条例（平成18年12月施行）および神奈川県景観づくり基本方針（平成19年8月策定）により良好な風致景観の保全や拠点都市の景観形成と言った基本方向が示され、各関係行政機関は連携を図り、沿岸各地の環境情報の共有化等に努め、相模灘沿岸らしい自然の風景や漁村・農村・閑静な住宅風景といった集落景観の保全を図るものとする。



江の島と藤沢海岸

### 2-3-2 沿岸の植生の保全

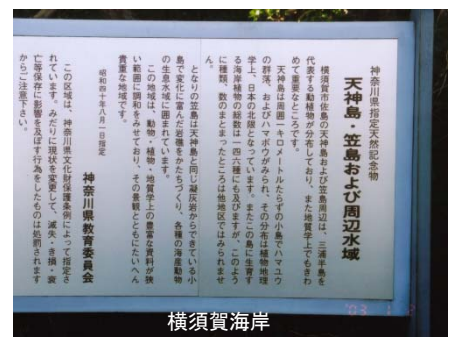
- 海岸保全施設の整備においては、事前に生態系の調査・分析を行うとともに、環境保全対策を計画し、植生に対してマイナスの影響が予測される場合には、ミチゲーションの考えに基づいて、極力これを緩和するための措置を講じるものとする。特に、海岸に分布する特定植物群落等の植生については、群落一体とした面的な保全に努めるものとする。
- 海浜植生の保全を進めるためには、関係行政機関と連携して、必要に応じて柵を設けて人の立入を制限するといった群落地内立入規制、マナー向上を図る啓発活動、関係住民等の参加による保護教育・保護活動の推進などにより、長期的・継続的な保全に努めるものとする。



茅ヶ崎海岸と砂防柵工

### 2-3-3 沿岸の生態系の保全・保護

- 相模灘沿岸では、陸域や海域で動植物などの生態系が広範囲に形成されている。こうした豊かな生態系は周辺環境の変化に対して非常に脆弱であり、一度破壊されるとその回復には長年月を要し、特に、干潟やサンゴ類の復元は困難となることが多い。これらの生態系は、漁業や観光などの産業にとってもかけがえのない貴重な資源であり、かつ、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとしても重要である。藻場や干潟、サンゴ類、海岸林等の生態系の保全・保護や再生は、水産資源の確保や栽培漁業にも有効であることから、海域の浄化対策や海岸利用者等のマナー向上などを含めた保全・保護に努めるものとする。
- 海岸環境に関する情報については、将来にわたり収集・整理・分析等を継続し、管理・公開していくことが望ましい。このため、関係行政機関と関係住民等が一体となって関係住民が参加しやすい情報管理のシステムづくりを図り、環境調査や環境教育を充実させ、生態系の保全・保護活動に努めるものとする。



横須賀海岸



## 2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

### 2-4-1 歴史・文化資源の保全

- 相模灘沿岸には、歴史を有する市町や人々の暮らしを伝える文化を有する地域が存在している。こうした歴史・文化は、一度失ってしまうと復元が困難となることが多い。歴史・文化の継承は沿岸において、生活環境はもとより、漁業、観光や海洋レクリエーション利用などの産業にとっても貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとして重要である。この重要性に鑑み、歴史・文化資源の保全に努めるとともに、海岸との関係が深い伝統行事やイベント等については、沿岸の関係機関等と連携し、支援するものとする。



横須賀海岸 荒崎の関東ふれあいの道  
「荒崎・潮騒のみち」



真鶴海岸 源頼朝ゆかりの史跡



三浦市 諸磯湾

### 2-4-2 地域連携の促進と海岸美化の活動

- 海岸におけるゴミ問題や内陸のゴミが河川を通じて沿岸に至るといった問題は、沿岸のみならず内陸を含めた問題であり、関係行政機関と流域住民などと連携した取り組みが重要である。このため、海岸美化を推進するとともに、現在進められている住民活動やボランティア活動をはじめ、観光業者、海岸利用者等の清掃活動に対して支援するものとする。
- 砂浜海岸への車両等の乗り入れやゴミの放置・散乱などの問題に対しては、快適で清潔な海岸を目指すという観点から、海岸利用のマナーの向上やルールづくりとその周知に努めるものとする。さらに、地域の海岸愛護や動植物愛護を促す環境教育、人材育成、これらに関する関係住民などの活動を支援するものとする。
- 関係行政機関及び関係団体の広報活動等を通じた、海岸美化活動の展開が重要である。このため、海岸利用者等へのゴミの持ち帰りなどの呼びかけのマナー向上に努めるものとする。



大磯町・大磯警察署  
大磯海岸の砂浜への乗り入れ禁止看板

### 2-4-3 沿岸の利便性向上と体験学習の場づくり

- 高齢者や障害者等が日常生活の中で安全で快適に海岸へ近づくことができ、身近に自然とふれあえるようにするため、利用の多い海岸においては海岸保全施設等のユニバーサルデザイン化を推進するよう努めるものとする。
- 幹線道路から海岸へのわかりやすいルート表示や案内表示、さらに海岸での便利施設へのルート表示や案内表示の設置等の充実を図るものとする。また、最寄り駅から海岸までの公共や民間施設等で、ユニバーサルデザイン化されている施設、区域等の情報をスムーズに提供できるよう、沿岸の関係行政機関等と連携を図るものとする。
- 海岸利用に伴い必要となるトイレ等の施設については、ユニバーサルデザイン化が進んでいるが、子供、お年寄り、障害者等が安心して利用できるよう、海岸管理者や関係行政機関、地域の活動団体等と連携した管理、運営を図るものとする。
- 沿岸の便利施設の内容や周辺環境の状況などについて、研究者やNPO等を含む関係者間で情報の共有化を図り、インターネットなどを通じ利用者へ情報が提供されるよう、関係行政機関と連携を図るものとする。
- 関係住民やボランティアによる干潟や磯場での自然観察、シュノーケリングといった海岸の動植物とふれあう環境学習などに対して支援するものとする。また、高齢者や障害者も、車イス等で安全に海岸の中を利用、学習できるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

### 2-4-4 プレジャーボート対策の推進

- 沿岸の港や河川等に不法係留されている放置艇については、港湾法等の関連法による対応と合わせて、係留禁止区域等の設定を視野に入れた対応策の検討及び適切な処置を迅速に行うためのルールづくり、体制づくりを図るものとする。
- 国土交通省・水産庁による平成 22 年度『全国プレジャーボート実態調査』によれば、神奈川県海域及び河川域を含め神奈川県全域で 1,997 隻であった。神奈川県では平成 10 年 11 月に「神奈川県プレジャーボート対策要綱」を定めて、不法係留艇の撤去に向けた対策を講じるとともに、平成 14 年 4 月から「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」が施行され、プレジャーボートの保管場所の確保を義務付けている。

### 2-4-5 海岸での利用調整

- 海洋レクリエーション利用者等の増加により、漁業を営む区域と海洋レクリエーション利用の区域が輻輳し、漁業活動などにも支障をきたしている。長期的視点から、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整えることが課題である。また、夏季を中心に、海水浴等の海岸利用者が増加するため、海岸利用と近隣の生活環境との調和を図ることが課題である。このため、海洋レクリエーション利用に伴う利用者間のトラブル防止及び海岸近隣居住者等に対する配慮のためのルールづくりや、その周知を行う関係行政機関等と連携を図るものとする。



平塚海岸の海・川・浜のルールブック